

< 各 論 >

第1章 暮らしを支える体制と支援の充実

第1節 地域包括支援センターの機能の充実

高齢者に関する公的な相談窓口として、平成18年度から市内に11か所の地域包括支援センターを設置しています。地域の高齢者人口等に応じて主任ケアマネジャー・保健師・社会福祉士の3職種の職員を配置し、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の4つの業務を行っています。

1 地域包括支援センターの業務

包括的支援事業 区分	H30年度 実績	R1年度 実績	R2年度 実績見込
総合相談受付件数	23,809	23,631	23,000
実態把握件数	7,452	7,079	5,300
地域福祉連携事業実施件数	2,020	1,972	1,500
虐待通報受付件数	168	219	200
成年後見相談件数	80	79	130
ケアマネ支援件数	495	425	430
介護予防 ケアマネジメント実施延件数	5,457	4,913	4,637

(1) 総合相談支援業務

【現状と課題】

総合相談支援業務は高齢者に関する様々な相談を受け、適切な機関・制度・サービスにつなぐなど継続的に支援する業務です。また、高齢者宅への訪問や来所相談、電話相談の際に高齢者の状況を聞き、高齢者の実態を把握するほか、様々な活動を通じて、地域支援のネットワークづくりを行っています。

相談内容は多岐に渡っており、解決に時間を要するものや、複数の関係機関との連携が必要なものが増えています。

また、地域包括支援センターの認知度は要介護認定者がいる世帯やひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯では高い傾向にありますが、まだ市民に充分浸透しているとは言えません。市民が必要時には迷わず速やかに相談できるよう、日ごろから地域包括支援センターの周知を強化するとともに、働きながら介護をしている人たちが、相談しやすい体制づくりを進める必要があります。

【今後の方向】

総合相談支援業務は、地域包括支援センターの全ての業務の入り口です。身近な相談の拠点として地域包括支援センターの認知度を上げるため、全市民に向けた周知を強化するとともに、実態把握訪問を積極的に行い、困りごとを抱えている高齢者や家族を早期に発見できるよう努めます。

また、相談内容にあわせて、様々な関係機関と連携をとりながら対応していきます
働きながら介護をしている家族が相談しやすくなるよう、地域包括支援センターの相談体制の充実を検討します。

(2) 権利擁護業務

【現状と課題】

高齢者虐待や消費者被害の防止及び対応、判断能力が十分ではない人に対する成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進、支援拒否や多問題を抱える困難事例の支援を関係機関と連携しながら行っています。

高齢者虐待通報件数は年度によってばらつきがありますが、事実確認と早期対応に努めています。

消費者被害は警察等との連携で前兆情報を迅速につかみ、関係機関に周知する体制を整備しています。

成年後見制度等の知識を深め、相談に応じていますが、身寄りのない高齢者や親族の支援を受けることが難しい高齢者が増えていることから、関係機関との連携を強化し、適切な時期に、成年後見制度等を利用できるよう支援していく必要があります。

【今後の方向】

様々な相談に対応できるよう、対応方法や適切な支援制度について研さんを積み、早期解決を図ります。

また、引き続き、市民及び関係機関に対し、高齢者虐待や消費者被害の防止に関する知識の普及啓発に努めるとともに、通報受付や相談機関としての地域包括支援センターの役割について周知を図ります。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【現状と課題】

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、医療や介護のサービス、入院から在宅生活への移行など、支援の領域や時間の経過にかかわらず、切れ目なく一貫した支援が受けられることが重要です。これらの支援の中心となるケアマネジャーをはじめとする関係者が、適切な支援を実践できるように、ケアマネジャー等へのアドバイスなども行っています。

【今後の方向】

ケアマネジャーが直面する課題や悩みを解決するために、引き続き個々のケアマネジャーの相談にのるとともに、ケアマネジメントに関する課題を把握し、研修会や地域ケア会議等、課題解決につながるような環境整備を行っていきます。

(4) 介護予防ケアマネジメント業務

【現状と課題】

要支援者・虚弱高齢者に対し、本人の状況に応じた介護予防・生活支援サービスを勧め、適切なサービス利用につなげています。また、介護予防給付のサービスが必要な人には、適切なケアプランを作成しています。

【今後の方向】

虚弱な高齢者や支援が必要な人に対して訪問を行い、介護予防の必要性を十分説明し、サービス利用へつなぎます。高齢者ができる限り自立した生活を送るために、本人の主体的な取り組みにつながるような働きかけを行います。

2 地域包括支援センターの機能の充実

【現状と課題】

地域包括ケアの実現のためには、高齢者を支援する地域や医療・介護の関係者のネットワークをさらに強化していくことが必要です。

ネットワークの構築については、4つの業務を通して、顔の見える関係づくりを進めてきました。今後は、それらのネットワークや地域資源が十分に機能するようなコーディネートが重要となります。

【今後の方向】

地域包括支援センターが地域包括ケアの中核拠点として、4つの業務を連動させながら様々なネットワークを強化し、十分なコーディネート機能を発揮できるようにするために、各センター間の連携を深めるとともに、業務への適切な助言、研修の企画、関係機関との調整、高齢者虐待や支援困難事例への対応等、高齢者基幹包括支援センターによる支援の充実を図ります。

第2節 安心して在宅生活を送るための支援の充実

1 安心連絡システム

区 分	H30 年度 実 績	R1 年度 実 績	R2 年度 実績見込
貸与数 (台)	750	708	700

【現状と課題】

安心連絡システムは、ひとり暮らしの高齢者の自宅に緊急通報装置を設置し、救急や火災などの緊急時の対応を行うとともに、定期的な安否確認や健康相談を行うことで、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援しています。

平成30年度をピークに利用者が減少してきており、支援が必要な人へ情報が行き届くよう、制度の周知が必要です。

【今後の方向】

対象となるひとり暮らしの高齢者は年々増加していることから、支援が必要な人が制度を利用できるように、市政だよりのほか、地域包括支援センターや民生委員などと連携して制度の周知を徹底し、普及を図ります。

2 生活用具の貸与・給付

(1) 日常生活用具の貸与・給付

区 分	H30 年度 実 績	R1 年度 実 績	R2 年度 実績見込
吸引器 (貸与台数)	67	65	65
電磁調理器 (給付台数)	0	2	0

【現状と課題】

在宅の寝たきり高齢者等に対し、日常生活の便宜を図るために介護保険の給付対象外の日常生活用具を貸与・給付しています。

給付実績が著しく少ないため、令和2年度から電磁調理器を給付品目から削除しました。

【今後の方向】

吸引器の貸与はニーズが高いことから、今後も在宅介護を支えるサービスの一つとして継続実施していきます。また、これまでの実績の推移を見ながら給付品目の見直しを行います。

(2) 車いすの貸与

区 分	H30 年度 実 績	R1 年度 実 績	R2 年度 実績見込
貸与数 (台)	233	186	160

【現状と課題】

歩行困難な高齢者等に貸与しています。

介護保険福祉用具貸与制度（介護保険給付）との整合性に配慮しながら、保有する車いすの有効活用を行う必要があります。

【今後の方向】

介護保険の福祉用具貸与制度との整合性を図るため、貸与期間を原則1か月とし、対象者を高齢者に限定しないで貸与していきます。

現在保有する車いすの利用推移を見ながら、実態に合わせて活用方法を検討します。

3 養護老人ホーム短期入所

区 分	H30 年度 実 績	R1 年度 実 績	R2 年度 実績見込
延入所日数 (日)	290	341	300

【現状と課題】

おおむね65歳以上の高齢者で、環境上及び経済上の理由により自宅で生活することが困難になったとき、一時的に養護老人ホームへの入所を行う制度です。

家族環境・家庭環境の悪化による高齢者虐待への対応として主に利用されています。

【今後の方向】

今後も高齢者虐待等に対応するシェルターとしての施設利用が予測されるため、現状の制度を維持するとともに、入所状況等を踏まえ今後のあり方を検討します。

4 高齢者の権利擁護及び財産等の保全・活用

【現状と課題】

介護保険制度の創設等を契機として、福祉サービスの利用にあたっては、利用者が自ら自分に合ったサービスを選択し、そのサービス提供者と契約する形態になりました。

こうした背景のもと、判断能力が十分でない認知症高齢者等の個人の尊厳を尊重するとともに、法律上の権利や利益・財産を擁護・保全する「成年後見制度」が制度化されました。

本市では、低所得又は親族がいない等の理由により「成年後見制度」が利用できない人を支援するとともに、これらの中で必要な人に財政的な支援を行う「法定後見制度利用支援事業」を実施しています。

長岡市社会福祉協議会では、権利擁護の推進を図るため、総合窓口を開設し、成年後見制度に関する相談、普及、啓発及び法人後見を実施しています。また、成年後見制度を補完する制度として福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う「日常生活自立支援事業」を実施しています。

今後はこれらの制度のさらなる周知を図り、制度が活用されることにより、認知症高齢者等が必要なサービスを速やかに利用することができる体制づくりが求められています。

また、収入が少ない高齢者の老後生活の安定のため、所有財産（土地）を担保に生活資金を貸し付ける「不動産担保型生活資金」や「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」を、長岡市社会福祉協議会が窓口となる生活福祉資金貸付制度の一つとして行っています。

高齢者虐待防止については、パンフレットの配布等、広く市民への周知・啓発に努めるとともに、研修会の実施等、地域の関係者や関係機関への意識啓発に努め連携を図っています。そして、地域包括支援センターが中心となって虐待の状況に応じて適切に対応し、行政が必要な福祉の措置などを行っています。

高齢者の消費者被害については、悪質商法の手口が多様化・巧妙化しており、未然防止と発生した際の迅速な対応が重要な課題です。

高齢者の権利擁護の推進を図るため、市に高齢者権利擁護支援員を配置し地域包括支援センターとともに相談・対応にあたっています。

【今後の方向】

認知症高齢者等の個人の尊厳が尊重され、必要なサービスを利用し安心して暮らすことができるよう、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」、「法定後見制度利用支援事業」の利用促進を図り、関係機関と連携し、その支援に努めます。

また、これらの諸制度の利用について、高齢者自身が判断能力のあるうちから理解する必要があるため、多様な機会において普及啓発活動を行います。

「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」については、生活保護制度とも深く関連することから、申請窓口となる長岡市社会福祉協議会と連携を図っていきます。

高齢者虐待防止については、早期発見・早期対応できるよう市民や関係機関への啓発活動を行います。また地域の多様な関係者や機関等によるネットワークの強化・連携に努めます。

高齢者の消費者被害の防止については、予防活動のほか、発生した際に迅速に対応するため、関係機関、団体等が一体となって高齢者を支える総合的なネットワークを充実させます。また、消費生活センターで行っている消費生活相談などが十分に活用されるよう積極的に啓発活動を行います。

高齢者権利擁護支援員については、研修等により資質向上に努めます。

❖ 関連項目 第7章第3節2 交通安全対策等の推進

5 地域ケア会議の運営

【現状と課題】

地域ケア会議は、高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、適切な支援を検討するとともに、必要となる支援体制についても検討を行うものです。平成26年度の法改正により、介護保険法に明記されました。

多職種による個別事例の検討や関係者とのネットワークの構築により、地域課題を発見し、地域づくりや政策形成につなげることが期待されています。

本市では、地域包括支援センターが支援困難事例を中心とした個別事例や関係者とのネットワーク構築を検討する包括圏域会議を実施しています。

そこから見えてきた地域課題を、地域づくりや政策形成につなげる仕組みづくりが課題となっています。

【今後の方向】

各日常生活圏域で行われている包括圏域会議を充実し、個別事例の検討や関係者のネットワーク構築に加え、地域課題の発見・整理等をさらに進めます。関係者と意見交換をしながら、発見された地域課題を地域づくりや政策形成につなげる仕組みをつくります。

6 在宅生活を支援するサービス基盤の整備

【現状と課題】

令和元年度に実施した長岡市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）の結果によると、高齢者のうち半数以上が、介護が必要となっても自宅で暮らし続けることを望んでいます。

介護保険制度は、要介護（要支援）者や家族を支えるための制度として定着しましたが、医療ニーズの高い人や重度の要介護者を在宅で介護しようとする場合、専門的なケア、夜間・深夜・早朝の時間帯のケアや緊急時の対応が不十分なことや、医療・看護サービスと介護サービスの連携不足などの課題があります。このため、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯では、自宅での生活をあきらめたり、介護する家族の負担が重くなったりしています。このような状況が特別養護老人ホームへの入所希望者が増加している原因の一つとして考えられます。

【今後の方向】

第7期計画に引き続き、地域包括ケアの実現に向け、住み慣れた地域での生活が継続できるよう、日常生活圏域の地域特性を考慮し、地域密着型サービス事業所の計画的な整備を進めます。

また、重度の要介護者や医療・看護ニーズの高いひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯の住み慣れた地域での在宅生活を支えるため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の充実を図ります。

❖ 関連項目 第3章第4節 介護基盤の維持・確保

7 公設デイサービスセンターの管理運営

	施設名	所在地
1	長岡市デイサービスセンターけさじろ	今朝白2丁目8番18号 高齢者センターけさじろ内
2	長岡市デイホームけさじろ	
3	長岡市デイサービスセンターまきやま	榎山町1592番地1 高齢者センターまきやま内
4	長岡市デイサービスセンターふそき	新保町1399番地3 高齢者センターふそき内
5	長岡市デイサービスセンターみやうち	曲新町566番地7 高齢者センターみやうち内
6	長岡市デイサービスセンター サンパルコなかのしま	中野中甲1666番地2 サンパルコなかのしま内
7	長岡市デイサービスセンターみしま	宮沢354番地1
8	長岡市デイサービスセンターなごみ苑	山古志虫亀219番地2 山古志地域福祉センターなごみ苑内
9	長岡市デイサービスセンターわしま	小島谷3422番地3
10	長岡市デイサービスセンターおおの苑	栃尾大野町3丁目4番2号
11	長岡市デイサービスセンターよいた	与板町本与板2380番地1 志保の里荘内

【現状と課題】

本市が公の施設として設置したデイサービスセンターは11か所あり、全てを指定管理者制度により管理運営しています。

いずれのデイサービスセンターも、社会福祉法人がそれぞれの特色を生かした事業を実施しながら、管理運営を行っています。

しかしながら、サービスを提供する事業所が充足していることから、利用者の稼働率の低いデイサービスセンターがあります。

【今後の方向】

第8期では日常生活圏域ごとに基盤整備数や利用者数の見込みを分析し、利用者のニーズと圏域における個々の施設の役割を見極め、必要なサービス量を確保したうえで、今後の施設の在り方を検討維持していきます。

第3節 在宅介護者への支援の推進

1 在宅介護者支援に向けたネットワークの強化

【現状と課題】

在宅での介護が長期間になると介護者の負担が大きくなり、介護疲れからうつ状態や高齢者虐待に及ぶ場合もあります。また、近年では老老介護など家族内の介護力や地域での支え合いなどの協力関係の低下もみられます。

介護者である家族が孤立しないよう、地域全体でのサポート力の向上を図るとともに、介護者の負担を軽減することが課題となっています。

【今後の方向】

高齢者が支援や介護を必要とする状態になっても、住み慣れた自宅や地域での生活を継続でき、また介護者の負担を軽減するため、様々な地域の関係機関とのネットワークを強化します。家族介護者が孤立しない環境づくりや、問題発生時に速やかに対処できるよう地域全体で支え合う体制づくりを進めます。

2 在宅介護者への支援の充実

区 分		H30 年度 実 績	R1 年度 実 績	R2 年度 実績見込
介護者支援金	支給決定者数 (人)	5,739	5,676	5,800
介護研修会	回数 (回)	14	13	8
	参加者数 (人)	238	205	128

【現状と課題】

家庭内の介護力や地域での支え合いなどの協力関係の低下により、在宅で高齢者の介護にあたる家族・介護者の精神的、身体的及び経済的負担が増加しています。介護者の負担を軽減するため、認知症などのある高齢者を介護する家族に支援金を支給するとともに在宅介護者を対象にした介護技術向上のための研修会や交流会等を開催しています。

令和2年度は新型コロナウイルスの影響により介護研修会の実施回数及び参加者数が減少しています。

【今後の方向】

家族構成の変化や介護の多様化が進んでいるため、真に支援が必要な人へ支援が行き届く制度となるよう、支援金制度の在り方について検討を実施します。

支援金支給の手続きや面談を通して、介護者と地域包括支援センターやケアマネジャー等との関わりを強化し、状況把握、アドバイス、情報提供などで介護者をフォローアップするとともに、高齢者・介護者を地域のネットワークで支え、在宅介護を地域全体で応援していきます。

また、在宅介護者へのより充実した支援を行うための事業展開を検討します。

第4節 安心できる住まいの確保

1 生活援助員（ライフサポートアドバイザー）派遣

区 分	H30 年度 実 績	R1 年度 実 績	R2 年度 実績見込
対象者数 (世帯)	60	60	60
生活援助員 (人)	3	3	3

【現状と課題】

稽古町団地県営住宅、千歳団地市営住宅及び稲葉団地市営住宅内の高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に居住する高齢者に対し、生活面・健康面の不安を解消するため、緊急対応や生活相談などを行う生活援助員を配置することで、安心して生活できるよう支援しています。

近年では、入居者の高齢化が進み、認知症のある入居者もいることから、相談内容や支援方法も複雑になってきています。は、入居者の高齢化により、相談件数が増加し、相談内容も複雑になってきています。

【今後の方向】

今後も事業を継続し、市営住宅の建築・建替えがある際は、入居予定者の状況などを踏まえて事業実施等を検討していきます。

また、生活援助員が多様な相談に対応できるように、研修への参加機会を増やしていきます。

2 高齢者住宅改造費補助

区 分	H30 年度 実 績	R1 年度 実 績	R2 年度 実績見込
利用者数 (人)	44	52	41

【現状と課題】

要介護（要支援）高齢者の生活をより安全で快適なものにするため、介護保険制度の居宅介護（介護予防）住宅改修費への上乗せや、玄関・廊下等の改造・増築、階段昇降機・ホームエレベーターの設置等の改造費補助を行っています。

【今後の方向】

今後も介護保険制度の居宅介護（介護予防）住宅改修費支給サービスとあわせて、多くの要介護（要支援）高齢者の生活がより安全で快適なものになるよう在宅生活を支援していきます。

3 ケアハウス

区 分	H30 年度 実 績	R1 年度 実 績	R2 年度 実績見込
箇所数累計 (箇所)	8	8	8
定員 (人)	271	271	271

【現状と課題】

ケアハウスは身体機能の低下等のため、独立して生活するには不安があり家族による援助を受けることが困難な人が入所し、必要に応じて入浴や食事等のサービスを受けながら自立した生活を送るための施設です。

高齢化の進行とともにひとり暮らし高齢者の世帯が増加する中、要介護認定は受けていないがひとり暮らしが不安であるという高齢者等が主に利用しています。

【今後の方向】

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備が進んでいることから、当面は、現状の整備数を維持します。

4 養護老人ホーム

区 分	H30 年度 実 績	R1 年度 実 績	R2 年度 実績見込
箇所数累計 (箇所)	1	1	1
定員 (人)	150	150	150

【現状と課題】

養護老人ホームは、おおむね 65 歳以上で、環境上又は経済上の理由により、自宅での生活が困難な人の入所施設です。

養護老人ホームの入所希望者の多くが複合的な課題を抱えていることから、関係機関と連携して相談に応じています。

措置入所対応については、他の介護サービスの充実や、これまで以上に周辺市町村と連携が進んでいることから、定員に対する入所者数の差異が大きくなっています。

【今後の方向】

養護老人ホームの入所が必要な人が適切に入所できるよう、医療機関、施設、地域包括支援センターなどと連携して取り組みます。

入所状況等を踏まえ、施設の適正規模への見直しを進めるとともに、今後のあり方を検討します。

5 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅

有料老人ホーム

区 分		H30 年度 実 績	R1 年度 実 績	R2 年度 実績見込
住宅型 有料老人 ホーム	箇所数累計 (箇所)	3 (11)	3 (12)	3 (12)
	定員 (人)	89 (349)	89 (375)	89 (375)
介護付 有料老人 ホーム (混合型)	箇所数累計 (箇所)	9 (5)	9 (5)	9 (5)
	定員 (人)	480 (185)	480 (185)	480 (185)
介護付 有料老人 ホーム (専用型)	箇所数累計 (箇所)	2	2	2
	定員 (人)	58	58	58

※()内はサービス付き高齢者向け住宅のうち、有料老人ホームの届出を行っている
又は有料老人ホームに該当する事業所数(外数)

サービス付き高齢者向け住宅

区 分	H30 年度 実 績	R1 年度 実 績	R2 年度 実績見込
箇所数累計 (箇所)	16	17	17
定員 (人)	534	560	560

【現状と課題】

サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームは、ひとり暮らしや介護・支援が必要になるなど、自宅での暮らしの継続が難しくなった高齢者が住み替え、必要に応じて入浴や食事等のサービスを受けながら暮らす住宅です。

住居の構造や身体機能の低下などを理由に、安心して暮らし続けられる住宅への住み替えを希望する高齢者が増えています。できるだけ住み慣れた地域で、一人ひとりの生活や身体状況、多様化する価値観、ニーズなどに対応できるよう、選択肢を増やすことが求められています。

課題としては、多様な形態があり、実態の把握が難しいことが挙げられます。

また、住宅等と同一の建物に介護サービス事業所等がある場合、閉鎖的なサービス提供が行われないようにする必要があります。

【今後の方向】

住み慣れた地域で暮らすことを希望する高齢者が、自宅での暮らしの継続が難しくなっても住み替えにより安心して暮らし続けられるよう、必要なサービスや構造を備えた高齢者向けの住まいの確保に努めます。

あわせて、サービス付き高齢者向け住宅の入居者の日常生活における利便性、医療・介護サービスの利用機会等が確保されるよう、設置申請を行う事業者に対して、次の観点から意見を述べることにします。

- ①地域における高齢者住宅の必要量の確保
- ②医療・介護サービスとの連携
- ③生活利便施設へのアクセス等の立地
- ④まちづくりとの整合

また、介護相談員の派遣を積極的に行うことで、外部の目による情報提供に基づき、不適切なサービス等提供の可能性がある場合には、要介護（要支援）者のケアプランの確認等を行うことで、介護給付の適正化に努めるとともに、認可者・指定権者である県へ情報提供を行います。

※ 有料老人ホーム

有料老人ホームは、高齢者が入居し、食事、介護、家事援助、健康管理等のサービスを受けることができる住宅です。介護サービスの提供方法の違いにより、類型化されています。

住宅型有料老人ホームは、介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の介護サービス等を利用しながら、当該施設の居室での生活を継続することが可能な施設です。

介護付有料老人ホームは介護サービスが付いた高齢者向けの居住施設で、自立者や要支援者も入居できる「混合型」と要介護者のみが入居できる「介護専用型」があります。

※ サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅は、有料老人ホームと同様に高齢者が入居する住宅ですが、バリアフリー構造で安否確認と生活相談サービスが付いていることが特徴です。食事、介護、家事援助、健康管理のほか、介護付有料老人ホームと同様、介護サービスを提供しているところもあります。

6 生活支援ハウス

区 分	H30 年度 実 績	R1 年度 実 績	R2 年度 実績見込
箇所数累計 (箇所)	2	2	2
定員 (人)	24	24	24

【現状と課題】

生活支援ハウスは、原則 60 歳以上のひとり暮らしの高齢者又は高齢者夫婦のみの世帯で、家族による援助を受けることが困難であり、独立して生活することに不安のある人に、介護支援機能、居住機能、交流機能を備えた総合的な居住環境を提供するものです。

【今後の方向】

近年は空き部屋がある状況が続いている施設もあることから、利用者のニーズを見極めて今後の対応を検討します。

7 要援護世帯除雪費助成

【現状と課題】

積雪による事故の防止と生活不安の解消を図るため、高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯などの要援護世帯に対して、屋根の除雪に要する経費を助成しています。

この事業は、労力及び経済力の両面から自力で除雪することが困難な世帯にその経費を助成するものです。しかし、降雪があると除雪作業が一斉に行われることから、除雪人員の確保が重要な課題となっています。

また、要援護世帯宅の玄関から道路までの生活路の除雪を行うための地域における協力体制及びボランティア体制の確立が必要となっています。

【今後の方向】

今後も除雪費の助成を継続して実施するとともに、日ごろから民生委員・児童委員や隣人との連携、地域福祉・在宅福祉サービス事業（ボランティア銀行）や自主防災会等の共助組織の活用を図るなど、地域における協力体制の確立を促進します。また、除雪業者に対しても協力を依頼し、要援護世帯に対する除雪人員の確保に努めます。

第5節 在宅医療と介護等の連携の推進

1 「顔の見える関係」の深化

【現状と課題】

高齢者は年齢を重ねるにつれ、医療と介護の両方を必要とする方が多くなるため、高齢化の進展に伴い、医療と介護の連携は不可欠となっています。

多職種協働により本人や家族の日々の生活を支える「日常の療養支援」、在宅療養者の病状の急変時における緊急往診体制や入院病床の確保などの「急変時の対応」、入退院時における入院医療機関と在宅医療・介護に関わる機関とのスムーズな引き継ぎなどの「入退院支援」、住み慣れた自宅や介護施設など本人や家族が望む場所での「看取り」など、様々な局面で医療と介護の連携が必要になります。

また、認知症医療・介護等の関係者が伴走者として支援し、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、医療と介護の連携の推進が求められています。

現在、各団体の代表者が参加する地域包括ケア推進協議会での情報交換や意見交換を通じて、各団体の相互理解を深めるとともに、顔の見える関係づくりを進め、関係団体と協力しながら多職種での勉強会・研修会などを行っています。

さらに、地域包括支援センターが中心となって、地域レベル・現場レベルでの連携も進めています。

【今後の方向】

今後、さらなる高齢化の進展を見据え、より一層の連携に向けて、地域包括ケア推進協議会や、多職種での勉強会・研修会などを引き続き実施することで、多職種の「顔の見える関係」の深化を図ります。

また、新たに在宅医療・介護連携推進委員会を設け、重度の要介護状態や認知症になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるように、地域の実情や課題への対応策を検討します。

2 ICT情報連携システム「フェニックスネット」の推進

【現状と課題】

多職種が連携して高齢者を支えるためには、関係者間での情報の共有が重要となります。

現在、ICT（情報通信技術）を活用した「フェニックスネット」を市域全体に展開し、本人の同意に基づき、関係者が診療、調剤、看護、介護等の情報を共有することで、日常の在宅療養における適切な治療やケアに役立てています。

また、平成28年11月からは救急隊も参加しており、緊急時にタブレット端末で情報を確認することにより、迅速で適切な救急搬送や、緊急連絡先の把握等に役立てています。

【今後の方向】

医師会をはじめ関係者と連携し、随時、機能の拡充、運用の改善等を行いながら、「フェニックスネット」の取組を一層推進し、市民の同意者、参加事業者の増加を図るとともに、切れ目のない在宅医療と介護の仕組みづくりや、医療・介護関係者の情報共有の体制づくりを進めます。

【第8期計画値】

(単位：人)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間登録者数	1,000	1,000	1,000
(累計登録者数)	(8,000)	(9,000)	(10,000)

3 要介護者等に対するリハビリテーション提供体制の構築

【現状と課題】

リハビリテーションにおいても、要介護（要支援）者が医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施できる生活期リハビリテーションを利用できるよう、切れ目ないサービス提供体制の構築が求められています。

介護保険サービスでは、要介護者等が有する能力を最大限発揮できるよう、高齢者に対して生活期のリハビリテーションを行うことで、身体機能の改善だけでなく、「心身機能」「活動」「参加」の要素から成る「生活機能」の維持・向上を図ります。

介護保険制度における生活期のリハビリテーションとして、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、介護老人保健施設（短期入所療養介護）、介護医療院があります。要介護者等が本人の状態に応じて、地域で必要なリハビリテーションを利用しながら、地域・家庭の中で生きがいや役割を持って生活することが重要です。

【今後の方向】

生活期のリハビリテーションを行う介護保険サービス事業所や関係機関と連携しながら、サービス供給体制の確保に努めていきます。

リハビリテーションが必要な要介護（要支援）者の受け入れ基盤の構築状況を把握するためリハビリテーションサービスの利用率を指標とします。

指標	現状値 (令和2年度)	令和5年度 目標値	令和7年度 目標値	令和22年度 目標値
要介護認定者数 に対するリハビリ テーションサ ービス利用率 (%)	19.3	19.4	19.5	20.0

第6節 多様な主体による生活支援の充実

1 関係者の連携による生活支援体制の充実

【現状と課題】

地域が主体となって住民ニーズに応じた適切な支援が提供される仕組みをコーディネートするため、生活支援コーディネーターを配置し、多様化、複雑化している住民ニーズを「地域の課題」として、地域関係者とともに話し合い、解決していくことを目指し、地区福祉会・地区社会福祉協議会、地域包括支援センター等と連携して、地域ごとに懇談会を開催しています。その中から「除雪隊」や「見守り活動」など、関係者の連携による住民主体の生活支援活動が立ち上がっています。

このように、地域が主体となって住民ニーズに応じた適切な支援が提供されるよう、地域内での連携に加え、全市的にも関係者の連携を進め、生活支援体制の充実を図っていく必要があります。

【今後の方向】

地域課題を地域関係者とともに話し合う、地域ごとの懇談会を継続し、住民主体による生活支援等の活動を促進していきます。

また、全市的な生活支援体制等について協議するため、社会福祉協議会やシルバー人材センター等の関係者によるネットワーク会議を開催し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進します。

2 介護予防・生活支援サービス（生活サポート事業）の推進

【現状と課題】

支援を必要とする軽度の高齢者の増加とともに、ひとり暮らし世帯・高齢者のみの世帯が増加し、家事援助や外出支援といった在宅生活を支えるための生活支援ニーズが高まる一方で、それを提供する専門職の人材不足が懸念されています。

こうしたことから、「介護予防・生活支援サービス事業」の中に「生活サポート事業」を位置付け、地域住民やNPO法人などの、専門職以外の人材が新しい担い手となって高齢者を支える仕組みを構築し、高齢者が地域で生活を継続できるような生活支援サービスの提供に取り組んでいます。

【今後の方向】

住み慣れた地域で生活を継続する高齢者を支援するサービスとして、生活サポート事業を継続していきます。

また、生活支援体制等について協議するネットワーク会議から見えてきた地域課題に対し、多様な主体による多様なサービスを検討していきます。

第2章 認知症施策の推進

第1節 認知症施策に取り組む環境づくりの推進

1 関係機関の連携強化

【現状と課題】

認知症に関する課題は多岐にわたるため、医療・介護などの様々な関係機関の連携による長期的・継続的なサポートが必要です。そのため、関係機関が連携して認知症施策を推進できるよう、医療・介護・行政等の関係機関や家族会が参加する認知症施策推進委員会を開催し、認知症施策全般について協議を行っています。

また、高齢者基幹包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員が中心となり、コーディネーターとして関係機関のネットワークづくりに取り組んでいます。

さらに、認知症ケア従事者の資質向上や、地域での顔の見える関係づくりを進めるため、認知症地域連携研修会を開催しています。

【今後の方向】

引き続き、認知症施策推進委員会の開催等を通じてさらなる連携を図り、実行性のある取組を推進していきます。

また、認知症地域支援推進員が中心となって、認知症疾患医療センターをはじめとした医療・介護、地域の関係者等との連携を強化するとともに、各種事業を連動させた取組を実施し、地域での支援体制づくりを進めます。

2 普及啓発・本人発信支援

(単位：人)

区 分	H30 年度 実 績	R1 年度 実 績	R2 年度 実績見込
認知症サポーター (養成講座受講延人数)	3,050 (23,625)	1,814 (25,439)	1,000 (26,439)

【現状と課題】

認知症の人や家族が、安心して地域で暮らし続けるには、周囲の人が認知症を正しく理解することが大切です。認知症の人や家族を地域であたたかく見守る応援者を増やす取組として、認知症の正しい知識を普及する「認知症サポーター養成講座」を行っています。

今後は、より幅広い年代や様々な団体で普及していくことや、サポーターが地域で活躍できる仕組みづくり、認知症の人や家族の意見を踏まえた普及啓発が必要です。

【今後の方向】

企業や教育機関で認知症サポーター養成講座の開催が増えるように、引き続き関係団体に働きかけるとともに、団体として申し込まなくても、個人で講座を受講できるように開催方法を工夫します。

また、講師役となる認知症キャラバン・メイトの育成や活動の支援に取り組み、より実際の活動につなげるための講座を開催するとともに、地域や関係機関と連携し、他の認知症施策とも連動させながら、サポーターが活躍できる仕組みを検討します。

さらに、認知症の人や家族の意見を適切に把握し、医療・介護等の関係機関と協働による講演会や世界アルツハイマーデー及び月間等の機会を捉えたイベント等の実施や、相談先の周知により市民の認知症への理解を促し、認知症の人や家族を支える地域づくりについて普及啓発します。

【第8期計画値】

(単位：人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーター (養成講座受講延人数)	2,000 (28,500)	2,000 (30,500)	2,000 (32,500)

第2節 認知症の予防

1 予防活動の推進

【現状と課題】

認知症は発症から進行に至るまで、全ての段階において有効な予防活動が必要です。認知症の発症を完全に予防することは現時点では困難ですが、認知症の発症リスクを下げ、また、進行を遅らせる要因が、様々な調査研究から示され始めています。

今後は、最新情報に基づいた予防活動に早期から取り組めるよう、認知症の予防に有効性の高い取組を専門機関などから情報収集し、実施につなげていくことが必要です。

【今後の方向】

認知症予防に効果的な最新手法について調査し、地域で住民自ら認知症予防に取り組めるように、認知症に関する知識、早期受診や適切な対応の必要性について、医療・介護等関係機関と協働で普及啓発活動を行います。

また、運動不足の改善、生活習慣病の予防、社会参加等が、認知症の発症を遅らせる可能性が示唆されていることを踏まえた、認知症予防の取組を推進していきます。

第3節 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

1 早期発見と早期対応の取組の推進

【現状と課題】

認知症は、対応の遅れにより症状が悪化することから、早期からの対応が重要です。しかし、周囲から年齢相応のもの忘れと見過ごされることや、本人が認知症の自覚症状に気付かないこと、あるいは気付いてもそれを認めたくないという思いがあることなどから、症状が進行して周囲の対応が困難になってから支援が始まる 경우가少なくありません。

そのため、平成27年度から、医療機関の受診や介護サービス等の調整を初期に集中して行う「認知症初期集中支援チーム」を設置していますが、対応困難となってからの相談が中心です。

また、本人の早期での自覚を促し、医療機関の受診や予防の取組など早期の行動の支援を目的に、認知機能を簡便に測定することのできるタッチパネルの体験会を行っていますが、早期の相談や医療機関の受診につながらない現状があります。

【今後の方向】

引き続き、「認知症初期集中支援チーム」による支援を行い、初期の支援における有効性や課題を関係機関と連携して確認しながら、さらなる活動の充実に努めていきます。

また、認知症地域支援推進員を中心に、関係機関と連携しながら、認知症についての正しい知識の普及啓発を行い、相談体制の充実に努めます。

2 認知症ケアパスの活用

【現状と課題】

認知症は、その進行段階によって、様々な課題が起こり得ます。市民一人ひとりが課題をあらかじめ具体的にイメージし、先々を見据えた備えをしておくことで、進行の予防や起こり得る課題を未然に軽減する行動につながります。国の認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）においても、発症予防から人生の最終段階まで、進行の状況に合わせて、いつ、どこで、どのようなサービス・支援を受ければよいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示した「認知症ケアパス」の策定が重点課題として掲げられています。

このことから、認知症の状態に応じた適切な行動を市民がとれるように、必要な情報や地域資源、サービス等をまとめた「認知症あんしんガイドブック」を平成28年度に作成し、医療機関や介護事業所等の関係機関を中心に配布しています。

【今後の方向】

認知症本人の視点を生かした内容の見直しを行い、窓口や地域包括支援センターでの相談対応等で「認知症あんしんガイドブック」を活用しながら周知を図り、認知症の人や家族、医療・介護関係者等での共有を進めます。

これにより、認知症の進行段階に応じた適切なサービス・支援につながることで、認知症の人やその家族が住みなれた地域で継続して生活できるよう、取組を進めます。

3 家族の介護負担の軽減と外出支援

「やすらぎ支援員」による訪問見守り事業

区 分	H30 年度 実 績	R1 年度 実 績	R2 年度 実績見込
利用実人数 (人)	47	42	42

【現状と課題】

認知症の介護家族への支援として、「やすらぎ支援員」による訪問見守り事業を実施し、家族の介護負担の軽減と外出支援を行っています。

介護保険サービスを補完するサービスとして一定の利用があります。地域ごとに支援員の登録数に差があることから、ニーズに併せて対応できる体制づくりが課題です。

【今後の方向】

サービスの必要な人が利用できるように、支援員の登録数が少ない地域を中心に新規のやすらぎ支援員養成研修を実施することで、全市的に対応できる体制を構築します。

また、支援員の情報交換やフォローアップ研修を定期的に行うことで、より良い対応が行えるようにします。

4 認知症の人と家族が交流できる場の充実

【現状と課題】

認知症の人や家族には、医療や介護サービス等の支援が必要なことはもとより、気軽に相談やリフレッシュでき、今後の生活や介護の支えになるような、当事者同士の交流の場が求められています。

そのため、認知症の本人や家族など誰でも気軽に参加でき、お茶を飲みながら参加者同士の交流や認知症の相談が行える「オレンジカフェ」（認知症カフェ）を市内全地域 15 か所で開設し、関係機関と連携して運営しています。

【今後の方向】

オレンジカフェの周知を図りながら、各カフェ同士の交流や内容の充実を図り、誰でも、より気軽に参加できるようなカフェの運営を目指すとともに、活動がより充実することで、認知症の人と家族、地域住民、専門職等が交流を図り、お互いに理解し合える地域づくりにつなげていきます。

また、認知症疾患医療センターと連携しながら、正しい知識の普及に取り組みます。

第4節 認知症バリアフリーの推進

1 認知症バリアフリーの推進

【現状と課題】

認知症により、外出したまま行方不明になる高齢者が問題となっています。そのような中、認知症になっても住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、行方不明を未然に防ぎ、行方不明になっても早期に認知症高齢者を発見・保護することができる見守りネットワークの構築が必要です。

現在は、警察を中心とした「はいかいシルバーSOSネットワーク」への協力や「認知症高齢者等見守りシール配布事業」を行っています。

【今後の方向】

引き続き、「はいかいシルバーSOSネットワーク」への協力や「認知症高齢者等見守りシール配布事業」を行います。

また、行方不明者を早期に発見・保護するための仕組みづくりを検討し、安心して外出ができるような支援を組み合わせ、見守りネットワークを構築していきます。

その他、認知症サポーター等による認知症の人や家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みを検討します。

第3章 持続可能な介護保険制度の推進と適正な運営

第1節 介護保険サービスの利用実績と今後の見込み

介護保険サービスの見込量は、サービス利用者数の推計、過去のサービス利用実績及び各種調査結果等を勘案して推計しています。

1 居宅サービスの利用実績と今後の見込み

(1) 訪問介護

(単位：回／年)

区 分		H30 年度	R1 年度	R2 年度	対 H30 年度比 (%)
介 護 給 付	第7期計画値	330,247	343,758	368,873	
	実 績	297,151	296,133	325,594	109.6
	達成率 (%)	90.0	86.1	88.3	

※R2年度の実績は見込みである。以下、第3章第1節においては同様。

【現状と課題】

ホームヘルパーから自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けることができます。在宅介護を促進するにあたって、要介護（要支援）認定者が自宅で日常生活を維持する上で重要なサービスです。

課題としては、高齢者向け集合住宅等と同一の建物に事業所がある場合、閉鎖的なサービス提供が行われないようにする必要があります。

【今後の方向】

年々、訪問するヘルパーへの要望が多様化しているため、質の高い適正なサービスが提供されるよう努めていきます。

また、ヘルパーの訪問が受けられるサービスとして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護など、様々な特色を持つサービスがあるため、利用者の状態にあわせて最も適切なサービスを利用できるよう周知していきます。

【第8期計画値】

(単位：回／年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	339,953	347,629	353,672

(2) 訪問入浴介護

(単位：回／年)

区 分		H30 年度	R1 年度	R2 年度	対 H30 年度比 (%)
第 7 期 計画値	予防給付	312	324	336	
	介護給付	11,072	11,093	11,162	
	合 計	11,384	11,417	11,498	
実 績	予防給付	211	265	445	210.9
	介護給付	10,013	9,975	9,841	98.3
	合 計	10,224	10,240	10,286	100.6
達成率 (%)	予防給付	67.6	81.8	132.4	
	介護給付	90.4	89.9	88.2	
	合 計	89.8	89.7	89.5	

【現状と課題】

自宅を移動入浴車で訪問してもらい、入浴の介助を受けることができます。利用者の多くは、中・重度者であり、自宅での生活を安心して継続するためのサービスです。

通いサービスでの入浴サービスの利用者は多くいますが、通いサービスの利用が難しい人、自宅での入浴を望む場合など、一定のニーズがあります。

【今後の方向】

自宅での介護を望む人や、通いサービスの利用が難しい人が安心して在宅生活を継続できるように、需要に見合ったサービス供給体制の確保に努めていきます。

【第 8 期計画値】

(単位：回／年)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予防給付	445	445	445
介護給付	10,543	10,843	11,092
合 計	10,988	11,288	11,537

(3) 訪問看護

(単位：回／年)

区 分		H30 年度	R1 年度	R2 年度	対 H30 年度比 (%)
第 7 期 計画値	予防給付	5,489	5,986	6,518	
	介護給付	49,565	50,587	52,235	
	合 計	55,054	56,573	58,753	
実 績	予防給付	7,402	7,327	8,119	109.7
	介護給付	52,978	54,901	60,677	114.5
	合 計	60,380	62,228	68,796	113.9
達成率 (%)	予防給付	134.9	122.4	124.6	
	介護給付	106.9	108.5	116.2	
	合 計	109.7	110.0	117.1	

【現状と課題】

看護師などから自宅を訪問してもらい、病状の観察や床ずれの手当てなどを受けることができます。医療ニーズの高い人が自宅での療養生活を継続するために有効なサービスです。

第7期では、予防給付・介護給付ともに計画値を大きく上回り、利用ニーズが増加しています。

【今後の方向】

自宅での介護を望む高齢者が多い中で、医療ニーズの高い要介護者等の支援がますます重要になってきます。今後も関係機関と連携しながら、サービス供給体制の確保に努めていきます。

【第8期計画値】

(単位：回／年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	8,250	8,453	8,453
介護給付	63,094	64,583	65,599
合 計	71,344	73,036	74,052

(4) 訪問リハビリテーション

(単位：回／年)

区 分		H30 年度	R1 年度	R2 年度	対 H30 年度比 (%)
第 7 期 計画値	予防給付	2,639	2,938	3,236	
	介護給付	11,986	12,240	12,545	
	合 計	14,625	15,178	15,781	
実 績	予防給付	2,187	2,228	2,189	100.1
	介護給付	14,518	15,052	12,865	88.6
	合 計	16,705	17,280	15,054	90.1
達成率 (%)	予防給付	82.9	75.8	67.6	
	介護給付	121.1	123.0	102.6	
	合 計	114.2	113.8	95.4	

【現状と課題】

かかりつけ医の医学的な管理のもと、理学療法士などから自宅を訪問してもらい、利用者のペースで短期・集中的な機能訓練を受けることができます。自宅での日常生活に沿ったリハビリを受けることによって、要介護状態の軽度化や悪化防止だけでなく、日常生活における自立、社会参加の促進と家族のサポートを行います。

第 7 期では、予防給付で計画値を下回りましたが、介護給付は上回りました。

【今後の方向】

住み慣れた在宅での生活を継続するためには、生活期のリハビリテーションを行うことで、身体機能の改善だけでなく、生活機能の維持・向上を図るうえで重要なサービスです。今後も関係機関と連携しながら、サービス供給体制の確保に努めていきます。

【第 8 期計画値】

(単位：回／年)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予防給付	2,815	2,815	2,915
介護給付	13,278	13,735	13,974
合 計	16,093	16,550	16,889

(5) 居宅療養管理指導

(単位：人／年)

区 分		H30 年度	R1 年度	R2 年度	対 H30 年度比 (%)
第 7 期 計画値	予防給付	696	744	768	
	介護給付	11,280	12,000	12,636	
	合 計	11,976	12,744	13,404	
実 績	予防給付	726	708	672	92.6
	介護給付	8,804	8,780	9,288	105.5
	合 計	9,530	9,488	9,960	104.5
達成率 (%)	予防給付	104.3	95.2	87.5	
	介護給付	78.0	73.2	73.5	
	合 計	79.6	74.5	74.3	

【現状と課題】

継続的な療養が必要な要介護者でも、安心して在宅生活を送ることができるように、医師、歯科医師、薬剤師、栄養士などから訪問してもらい、療養指導・管理を受けるサービスです。

第 7 期では、予防給付・介護給付ともに計画値を下回りましたが、利用は増加傾向にあります。

【今後の方向】

自宅での介護を望む高齢者が多い中で、ますます重要なサービスになってきます。今後も関係機関と連携しながら、利用促進を図っていきます。

【第 8 期計画値】

(単位：人／年)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予防給付	684	696	696
介護給付	9,720	9,948	10,116
合 計	10,404	10,644	10,812

(6) 通所介護

(単位：予防給付 人／年、 介護給付 回／年)

区 分		H30 年度	R1 年度	R2 年度	対 H30 年度比 (%)
介 護 給 付	第 7 期計画値	362,880	368,087	374,473	
	実 績	346,807	341,304	343,993	99.2
	達成率 (%)	95.6	92.7	91.9	

【現状と課題】

デイサービスセンターに通って、入浴、食事、機能訓練を受けることができます。在宅サービスの中で最も利用者の多いサービスです。

第 7 期では、施設整備が進み施設入所者が増加したことなどから、計画値を下回りました。

サービスを提供する事業所が多く、利用者の自立支援や重度化を予防を図ることなど、利用者の自主性を尊重した質の高いサービスが求められています。

【今後の方向】

サービスを提供する事業所が充足しているため利用がしやすく、また、心身の機能維持、社会的孤立感の解消が図れることなどから、引き続き安定した利用が見込まれるサービスです。

今後は、利用者の自立支援や重度化予防を図るなど質の高いサービス供給体制の維持に努めていきます。

【第 8 期計画値】

(単位：回／年)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護給付	360,204	373,122	387,732

(7) 通所リハビリテーション

(単位：予防給付 人／年、 介護給付 回／年)

区 分		H30 年度	R1 年度	R2 年度	対 H30 年度比 (%)
予 防 給 付	第 7 期計画値	2,952	3,264	3,600	
	実 績	3,351	3,972	4,296	128.2
	達成率 (%)	113.5	121.7	119.3	
介 護 給 付	第 7 期計画値	71,852	73,590	76,874	
	実 績	70,277	71,655	73,805	105.0
	達成率 (%)	97.8	97.4	96.0	

【現状と課題】

介護老人保健施設や病院に通って、機能訓練を受けることができます。要介護状態の軽度化及び悪化防止に有効で利用意向も高いサービスです。

第7期では、予防給付は計画値を上回る利用がありました。

【今後の方向】

住み慣れた在宅での生活を継続するためには、生活期のリハビリテーションを行うことで、身体機能の改善だけでなく、生活機能の維持・向上を図るうえで重要なサービスです。

今後も関係機関と連携しながらサービス供給体制の確保に努めていきます。

【第8期計画値】

(単位：予防給付 人／年、 介護給付 回／年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付 (人)	4,440	4,488	4,584
介護給付 (回)	76,243	77,831	79,064

(8) 短期入所生活介護

(単位：日／年)

区 分		H30 年度	R1 年度	R2 年度	対 H30 年度比 (%)
第 7 期 計画値	予防給付	2,964	3,042	3,148	
	介護給付	229,064	231,776	238,572	
	合 計	232,028	234,818	241,720	
実 績	予防給付	2,695	3,127	3,364	124.8
	介護給付	202,734	194,832	190,723	94.1
	合 計	205,429	197,959	194,087	94.5
達成率 (%)	予防給付	90.9	102.8	106.9	
	介護給付	88.5	84.1	79.9	
	合 計	88.5	84.3	80.3	

【現状と課題】

特別養護老人ホームなどに短期間宿泊して、入浴、食事、機能訓練などのサービスを受けることができます。利用者が在宅生活を維持できるように、また、家族の身体的・精神的な負担を軽減するために利用意向の高いサービスですが、一方で特別養護老人ホーム等の施設入所を待機するために、長期間に渡りサービスを利用するケースが多いことも課題となっています。

第 7 期では、予防給付は計画値を上回る利用がありましたが、介護給付は施設整備が進み施設入所者等が増加したことや、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により、計画値を下回る利用となりました。

【今後の方向】

利用者だけでなく、介護者にとっても有効なサービスであり、自宅での生活を継続するために有効なサービスです。サービス本来の利用目的と利用実績を考慮しながら、サービスの質の向上とサービス供給体制の確保に努めていきます。

【第 8 期計画値】

(単位：日／年)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予防給付	3,364	3,703	4,302
介護給付	211,726	222,571	229,344
合 計	215,090	226,274	233,646

(9) 短期入所療養介護

(単位：日／年)

区 分		H30 年度	R1 年度	R2 年度	対 H30 年度比 (%)
第 7 期 計画値	予防給付	264	276	288	
	介護給付	29,051	31,753	34,646	
	合 計	29,315	32,029	34,934	
実 績	予防給付	298	100	49	16.4
	介護給付	28,686	28,427	27,716	96.6
	合 計	28,984	28,527	27,765	95.8
達成率 (%)	予防給付	112.9	36.2	17.0	
	介護給付	98.7	89.5	80.0	
	合 計	98.9	89.1	79.5	

【現状と課題】

介護老人保健施設などに短期間宿泊して、医学的管理のもとに介護、機能訓練などを受けることができます。利用者が在宅生活を維持できるように、また、家族の負担を軽減するために、利用意向の高いサービスです。

第 7 期では、特別養護老人ホーム等の基盤整備が進んだことや令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により利用実績が減少しました。

【今後の方向】

住み慣れた在宅での生活を継続するためには、生活期のリハビリテーションを行うことで、身体機能の改善だけでなく、生活機能の維持・向上を図るうえで重要なサービスです。療養生活や在宅での生活を支援するために、今後も関係機関と連携しながら、サービス供給体制の確保に努めていきます。

【第 8 期計画値】

(単位：日／年)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予防給付	194	194	194
介護給付	29,369	29,959	30,452
合 計	29,563	30,153	30,646

(10) 特定施設入居者生活介護

(単位：人／年)

区 分		H30 年度	R1 年度	R2 年度	対 H30 年度比 (%)
第 7 期 計画値	予防給付	852	948	1,056	
	介護給付	5,400	5,652	6,012	
	合 計	6,252	6,600	7,068	
実 績	予防給付	905	922	876	96.8
	介護給付	4,876	4,916	5,136	105.3
	合 計	5,781	5,838	6,012	104.0
達成率 (%)	予防給付	106.2	97.3	83.0	
	介護給付	90.3	87.0	85.4	
	合 計	92.5	88.5	85.1	

【現状と課題】

有料老人ホームやサービス付き高齢者専用住宅等に入居して、食事、入浴、機能訓練などを受けるサービスです。自宅での生活に何らかの困難を抱える要介護（要支援）認定者の住み替え先として、介護保険施設に並び定着してきています。

課題としては、多様な形態があり、実態の把握が難しいことが挙げられます。

【今後の方向】

多様な施設が増えるなかで、各施設の実態把握をできる限り行い、利用者がニーズにあった施設を選択できるよう情報提供などに努めていきます。

また、介護相談員の派遣により、外部の目による情報提供に基づき、不適切な介護保険サービス提供の可能性がある場合には、利用者のケアプランの確認等、介護給付の適正化に努めるとともに、指定権者である県へ情報提供を行います。

【第 8 期計画値】

(単位：人／年)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予防給付	912	936	1,032
介護給付	5,196	5,376	5,856
合 計	6,108	6,312	6,888

(11) 福祉用具貸与

(単位：人／年)

区 分		H30 年度	R1 年度	R2 年度	対 H30 年度比 (%)
第 7 期 計画値	予防給付	10,644	11,184	11,712	
	介護給付	51,996	53,160	54,684	
	合 計	62,640	64,344	66,396	
実 績	予防給付	12,361	13,836	14,568	117.9
	介護給付	50,332	49,467	49,764	98.9
	合 計	62,693	63,303	64,332	102.6
達成率 (%)	予防給付	116.1	123.7	124.4	
	介護給付	96.8	93.1	91.0	
	合 計	100.1	98.4	96.9	

【現状と課題】

車いす、特殊寝台などの福祉用具のレンタルを受けることができます。要介護（要支援）認定者が在宅生活を継続する上で有効なサービスです。

第 7 期では、おおむね計画値どおりの実績となりました。

【今後の方向】

要介護（要支援）認定者の在宅生活の便宜及び介護者の負担軽減を図るため、今後も関係機関と連携しながら、サービスの質の向上と適正な利用を推進していきます。

【第 8 期計画値】

(単位：人／年)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予防給付	14,832	15,024	15,120
介護給付	51,780	52,932	53,736
合 計	66,612	67,956	68,856

(12) 特定福祉用具購入費への給付

(単位：人／年)

区 分		H30 年度	R1 年度	R2 年度	対 H30 年度比 (%)
第 6 期 計画値	予防給付	240	264	288	
	介護給付	792	840	864	
	合 計	1,032	1,104	1,152	
実 績	予防給付	298	230	243	81.5
	介護給付	745	651	731	98.1
	合 計	1,043	881	974	93.4
達成率 (%)	予防給付	124.2	87.1	84.4	
	介護給付	94.1	77.5	84.6	
	合 計	101.1	79.8	84.5	

【現状と課題】

腰掛便座、入浴補助用具などのレンタルに適さない福祉用具については、購入により要介護（要支援）認定者が安心して生活できる環境を整えることができます。

また、介護者の負担軽減を図るためにも有効なサービスです。

第7期では、計画値を下回ったものの、利用実績はほぼ横ばいです。

【今後の方向】

要介護（要支援）認定者の在宅生活の便宜及び介護者の負担軽減を図るため、今後も関係機関と連携しながら、適正な利用を推進していきます。

【第8期計画値】

(単位：人／年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	252	276	288
介護給付	768	816	864
合 計	1,020	1,092	1,152

2 地域密着型サービスの利用実績と今後の見込み

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(単位：人／年)

区 分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	対 H30 年度比 (%)
第 7 期計画値	1,296	1,464	1,668	
実 績	1,250	1,278	1,308	104.6
達成率 (%)	96.5	87.3	78.4	

【現状と課題】

日中・夜間を通じて定期的な巡回訪問と緊急時に随時の訪問介護及び訪問看護を受けることができます。

24 時間 365 日の介護サービスと医療サービスの連携により、在宅生活を継続する上で重要な役割を果たすサービスです。

第 7 期では、計画どおりの基盤整備となったものの、利用がほぼ横ばいとなり、計画値を大きく下回りました。

課題としては、高齢者向け集合住宅等と同一の建物に事業所がある場合、閉鎖的なサービス提供が行われないようにする必要があります。

【今後の方向】

中・重度者や医療ニーズの高い要介護者の在宅生活を支えるサービスであることから、整備を進めるとともに、サービスの利用が促進するよう周知を図りますとともに、サービスの質の向上と適正な利用を推進していきます。

【第 8 期計画値】

(単位：人／年)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護給付	1,608	1,788	1,824

(2) 夜間対応型訪問介護

(単位：人／年)

区 分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	対 H30 年度比 (%)
第 7 期計画値	384	396	408	
実 績	314	290	288	91.7
達成率 (%)	81.8	73.2	70.6	

【現状と課題】

夜間に定期的な訪問介護と緊急時に随時の訪問介護を受けられるサービスです。

同じように夜間に対応ができる定期巡回・随時対応型訪問介護看護が創設されたことによって、今後の利用が大きく伸びることは見込まれません。

【今後の方向】

在宅生活の夜間帯を支援し安心を提供するサービスであることから、今後も需要に見合ったサービス供給体制の確保に努めていきます。

【第8期計画値】

(単位：人／年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	288	288	288

(3) 地域密着型通所介護

(単位：人／年)

区 分	H30年度	R1年度	R2年度	対H30年度比 (%)
第7期計画値	4,920	4,968	5,004	
実績	4,864	4,593	4,140	85.1
達成率(%)	98.9	92.5	82.7	

【現状と課題】

定員18人以下の小規模なデイサービスセンターは、地域密着型サービスに位置づけられています。小規模な事業所の特性を活かし、利用者が住み慣れた地域での暮らしを支えるための地域の拠点として特色あるサービス提供が望まれます。

第7期では、利用が計画値を下回り、減少傾向にあります。

【今後の方向】

住み慣れた地域での生活を支えるためのサービスとしての特色を見極めつつ、今後も需要に見合うサービス供給体制の維持に努めていきます。

【第8期計画値】

(単位：人／年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	4,284	4,356	4,512

(4) 認知症対応型通所介護

(単位：回／年)

区 分		H30 年度	R1 年度	R2 年度	対 H30 年度比 (%)
第 7 期 計画値	予防給付	60	72	94	
	介護給付	40,427	41,137	42,049	
	合 計	40,487	41,209	42,143	
実 績	予防給付	124	112	0	0
	介護給付	31,808	30,712	31,632	99.4
	合 計	31,932	30,824	31,632	99.1
達成率 (%)	予防給付	206.7	155.6	0	
	介護給付	78.7	74.7	75.2	
	合 計	78.9	74.8	75.1	

【現状と課題】

認知症の人がゆったりとした時間の中で、各利用者に合わせて認知症対応型のプログラムを受けることにより、認知症の症状の進行の緩和が期待できるサービスです。

また、家族の精神的な負担軽減を図るためにも有効なサービスです。

通所介護でも認知症の方を受け入れるため、利用実績は減少傾向です。

【今後の方向】

認知症高齢者の在宅生活を支援する重要なサービスであることから、関係機関と連携しながら、サービス供給体制の確保に努めていきます。

【第 8 期計画値】

(単位：回／年)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予防給付	206	274	274
介護給付	32,748	33,467	33,959
合 計	32,954	33,741	34,233

(5) 小規模多機能型居宅介護

(単位：人／年)

区 分		H30 年度	R1 年度	R2 年度	対 H30 年度比 (%)
第 7 期 計画値	予防給付	240	300	336	
	介護給付	4,512	4,608	4,764	
	合 計	4,752	4,908	5,100	
実 績	予防給付	252	277	204	81.0
	介護給付	4,362	4,134	3,864	88.6
	合 計	4,614	4,411	4,068	88.2
達成率 (%)	予防給付	105.0	92.3	60.7	
	介護給付	96.7	89.7	81.1	
	合 計	97.1	89.9	79.8	

【現状と課題】

「通い」、「泊まり」及び「訪問」を柔軟に利用できる 24 時間 365 日の在宅サービスです。住み慣れた地域にある 1 か所の施設で様々なサービスを受けられることから、利用する人が安心感を得やすく、サービス利用も柔軟にできるため、在宅生活の継続に有効なサービスです。

第 7 期では、施設整備量が計画値に満たなかったことや職員の確保の難しさなどの理由により、事業所が休廃止したため、利用実績も計画値を下回りました。

【今後の方向】

要支援から中・重度となっても住み慣れた地域での在宅生活を支えるために有効なサービスであることから、今後も整備を進めながら、地域ニーズの把握及び利用実態の分析に努めるとともに、サービスの利用が促進するよう周知を図ります。

【第 8 期計画値】

(単位：人／年)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予防給付	204	204	216
介護給付	4,020	4,188	4,524
合 計	4,224	4,392	4,740

(6) 認知症対応型共同生活介護

(単位：人／年)

区 分		H30 年度	R1 年度	R2 年度	対 H30 年度比 (%)
第 7 期 計画値	予防給付	12	12	12	
	介護給付	5,940	6,060	6,180	
	合 計	5,952	6,072	6,192	
実 績	予防給付	8	22	12	150.0
	介護給付	5,743	5,888	5,772	100.5
	合 計	5,751	5,910	5,784	100.6
達成率 (%)	予防給付	66.7	183.3	100.0	
	介護給付	96.7	97.2	93.4	
	合 計	96.6	97.3	93.4	

【現状と課題】

認知症の人が家庭的な環境の中で、日常生活の介助を受けながら共同生活を送るサービスです。

現状では利用料等が上昇傾向という課題はありますが、第 7 期では休止した事業所があったことから、利用実績が計画値を下回りましたが、利用意向の高いサービスで、事業所の多くは待機者を抱えている状況です。

【今後の方向】

認知症高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができ、認知症の症状の進行の緩和が期待できるサービスであることから、今後の認知症高齢者の増加状況を踏まえ、整備を進めていきます。

【第 8 期計画値】

(単位：人／年)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予防給付	24	12	24
介護給付	5,808	5,736	6,156
合 計	5,832	5,748	6,180

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

(単位：人／年)

区 分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	対 H30 年度比 (%)
第 7 期計画値	672	684	696	
実 績	626	670	684	109.3
達成率 (%)	93.2	98.0	98.3	

【現状と課題】

定員 29 人以下の有料老人ホーム等に入居して、食事、入浴、機能訓練などを受けるサービスです。ひとり暮らしの高齢者でも、プライバシーを守りながら安心して生活することができます。

第 7 期では、ほぼ計画値どおりの実績となりました。

【今後の方向】

今後、ひとり暮らしの高齢者の増加に伴い利用ニーズが高まることが予測されるため、ニーズを見極めながら、提供体制の確保に努めます。

【第 8 期計画値】

(単位：人／年)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護給付	696	696	696

(8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(単位：人／年)

区 分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	対 H30 年度比 (%)
第 7 期計画値	3,468	3,504	3,504	
実 績	3,391	3,507	3,492	103.0
達成率 (%)	97.8	100.1	99.7	

【現状と課題】

自宅での介護が困難な人が入所する定員 29 人以下の特別養護老人ホームです。

住み慣れた地域での入所施設として利用意向の高いサービスで、整備された施設は常に満床に近い状態です。

【今後の方向】

今後も特別養護老人ホームへの入所希望の増加が見込まれることから、ニーズを見極めながら、提供体制の確保に努めます。

【第8期計画値】

(単位：人／年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	3,540	3,540	3,540

(9) 看護小規模多機能型居宅介護

(単位：人／年)

区 分	H30年度	R1年度	R2年度	対H30年度比 (%)
第7期計画値	624	660	708	
実績	258	195	180	69.8
達成率(%)	41.3	29.5	25.4	

【現状と課題】

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスです。医療ニーズの高い中・重度の要介護者が在宅生活を継続する上で重要な役割を果たすサービスですが、看護師の人員配置などの課題により計画どおりに整備が進まず、利用実績が伸びませんでした。

【今後の方向】

医療ニーズの高い要介護者が在宅生活を継続する上で重要な役割を果たすサービスであることから、整備を進めるとともに、サービスの周知を図ります。

【第8期計画値】

(単位：人／年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	276	300	480

3 住宅改修費の利用実績と今後の見込み

(単位：人／年)

区 分		H30 年度	R1 年度	R2 年度	対 H30 年度比 (%)
第 7 期 計画値	予防給付	288	312	336	
	介護給付	576	624	648	
	合 計	864	936	984	
実 績	予防給付	289	284	264	91.3
	介護給付	542	482	479	88.4
	合 計	831	766	743	89.4
達成率 (%)	予防給付	100.4	91.0	78.6	
	介護給付	94.1	77.2	73.9	
	合 計	96.2	81.8	75.5	

【現状と課題】

手すりの取付けや段差の解消等の住宅改修により、自宅で快適・安全な生活を送るためのサービスです。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により利用実績が減少しました。

【今後の方向】

今後もケアマネジャーや施工業者と連携し、要介護（要支援）認定者の在宅生活の便宜と介護者の負担軽減を図るとともに、適正な利用を推進していきます。

【第 8 期計画値】

(単位：人／年)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予防給付	216	276	288
介護給付	416	492	492
合 計	732	768	780

4 居宅介護（介護予防）支援費の利用実績と今後の見込み

（単位：人／年）

区 分		H30 年度	R1 年度	R2 年度	対 H30 年度比 (%)
第 7 期 計画値	予防給付	16,248	16,956	17,436	
	介護給付	77,496	78,252	79,440	
	合 計	93,744	95,208	96,876	
実 績	予防給付	15,066	16,792	17,820	118.3
	介護給付	73,877	72,191	72,060	97.5
	合 計	88,943	88,983	89,880	101.1
達成率 (%)	予防給付	92.7	99.0	102.2	
	介護給付	95.3	92.3	90.7	
	合 計	94.9	93.5	92.8	

【現状と課題】

要介護（要支援）認定者が、在宅での介護サービスや福祉サービス、保健医療サービスの適切な利用ができるように、要介護（要支援者）の心身の状況や生活環境、希望等を踏まえ、ケアマネジャーが計画作成や事業所との調整を行うサービスです。

第 7 期では、予防給付は計画値よりも高く、介護給付は、おおむね横ばいの利用となりました。

【今後の方向】

介護サービスだけでなく、さまざまな生活支援が提供されるようなケアプランを作成することが重要であることから、質の高いケアマネジメントが行えるよう、ケアマネジャーの資質向上に努めていきます。

【第 8 期計画値】

（単位：人／年）

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予防給付	18,132	18,372	18,504
介護給付	74,712	76,296	77,376
合 計	92,844	94,668	95,880

5 施設サービスの利用実績と今後の見込み

(単位：人／年)

区 分		H30 年度	R1 年度	R2 年度	対 H30 年度比 (%)
介護老人 福祉施設	第 7 期計画値	19,380	19,440	19,500	
	実 績	18,647	19,416	19,680	105.5
	達成率 (%)	96.2	99.9	100.9	
介護老人 保健施設	第 7 期計画値	12,288	12,648	12,888	
	実 績	12,270	12,427	12,372	100.8
	達成率 (%)	99.9	98.3	96.0	
介護医療院	第 7 期計画値	-	-	-	
	実 績	0	555	3,384	-
	達成率 (%)	-	-	-	
介護療養型 医療施設	第 7 期計画値	4,200	4,200	4,200	
	実 績	4,074	3,558	648	15.9
	達成率 (%)	97.0	84.7	15.4	

【現状と課題】

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所する施設です。在宅に比べ 24 時間途切れない介護を受けられる安心感や、高齢世帯の増加などの家族形態の変化によって、利用意向は常に高いものがあります。第 6 期からは入所者を原則要介護 3 以上に限定し、中・重度者を支える施設として特化されました。

また、施設の整備については、居宅での生活に近い環境の中で入所者一人ひとりの意思と人格を尊重したサービスを提供する観点から、ユニット型個室¹が推進されています。

介護老人保健施設は、病状が安定した人に、看護・機能訓練などの医療ケアや食事・入浴・排泄等の日常生活上の介護を行う施設です。在宅生活への復帰を目指し、自宅での生活をしやすいするためのリハビリを重視しています。今後はさらに在宅への復帰や在宅療養への支援を強化することが課題です。

介護療養型医療施設は、急性期の治療を終え、長期にわたり療養を必要とする人に医療ケアや日常生活上の介護を行う施設です。国は、実態調査の結果、在宅生活が可能な身体状況であるにもかかわらず、家庭事情等により長期入院する「社会的入院」の利用者が多くいることを把握したため、療養病床の転換や削減を推し進め、平成 29 年度末までの老人保健施設等への転換による廃止を推進してきました。しかし、日常的な医療ケアを必要とする要介護者の長期療養を担う実態から、介護療養型医療施設の廃止期限を令和 5 年度末とし、平成 30 年に創設した介護医療院への移行を促進することとなりました。

介護医療院は、長期にわたって療養が必要な要介護者で、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」などの医療ケアや医学的な管理のもとにおける介護、機能訓練や日常生活全般にわたるケアを受けることができる施設です。また、生活施設としての機能を重視していることから、病院の一般病棟の多床室よりも広く、家具などで仕切りを作ってプライベートな空間を確保しやすくなっています。

【今後の方向】

今後も特別養護老人ホーム等の施設入所の希望は増加が見込まれます。入所待機者の状況や、今後のニーズの変化を見極めて真に必要な施設整備を実施します。

¹ ユニット型：特別養護老人ホーム等において、少人数のグループで家庭的な雰囲気の中で生活できるよう、居間などの共有スペースとその周りの複数の個室からなる施設形態

【第8期計画値】

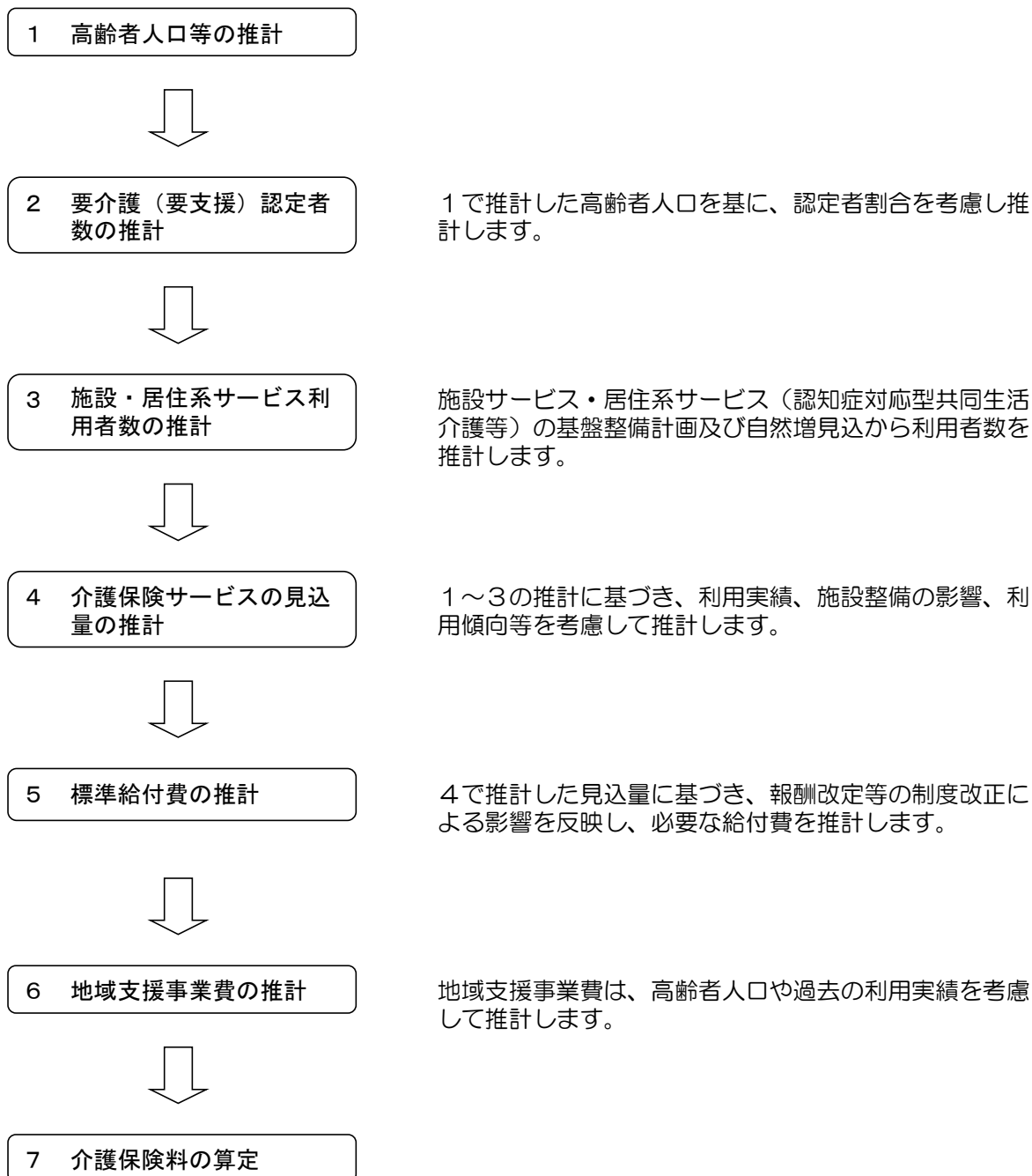
(単位：人／年)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設	19,812	19,980	19,980
介護老人保健施設	12,372	12,420	12,420
介護医療院	3,600	3,600	3,696
介護療養型医療施設	144	144	144

第2節 介護保険事業費等の推計

【介護保険料算定の流れ】

地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能を活用し、下記のとおり推計します。



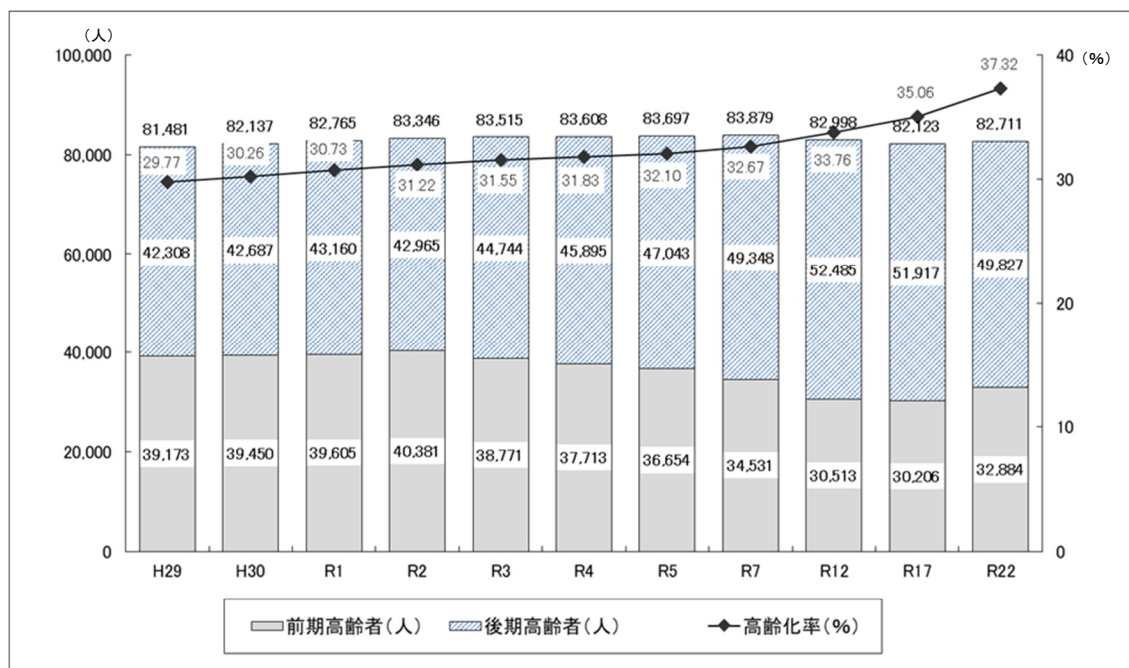
1 高齢者人口等の推計

(1) 高齢者人口等の推計方法

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」を基に、厚生労働省が補正したデータを利用して人口を推計しました。

高齢者人口等の推計人数については、総論第2章「高齢者等の概況」における「1人口と世帯構造」（P 3～）に掲載しています。

高齢者人口の推移



※各年 10 月 1 日現在の住民基本台帳人口

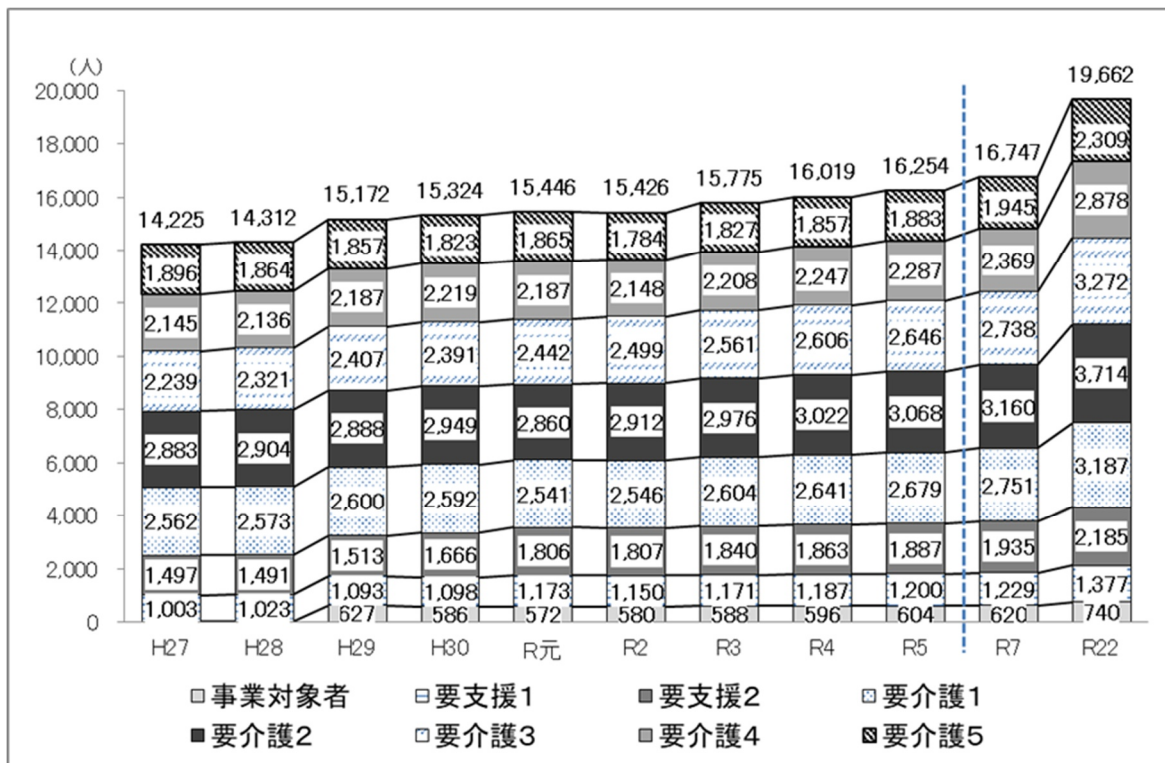
※令和 3 年度以降は推計

(2) 要介護（要支援）認定者数の推計方法

要介護（要支援）認定者数の推計は、人口推計を基に、令和 2 年 9 月 30 日現在の認定率（第 1 号被保険者数に対する第 1 号認定者数の割合）の実績に基づき、介護予防や予防給付の効果を検討し推計しました。

要介護（要支援）認定者数については、総論第 2 章「高齢者等の概況」における「2 要介護（要支援）認定者の現況」（P 7～）に掲載しています。

要介護（要支援）認定者数の推移



※国民健康保険団体連合会集計データ（令和3年度以降は推計）

※認定率は第1号被保険者数と第1号認定者数の割合で算出

2 施設・居住系サービス利用者数の推計

令和3年度以降の介護サービス基盤の整備を考慮すると、施設・居住系サービス利用者数の推計は下記のとおりとなります。

施設・居住系サービス利用者数の推計

(単位：人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設利用者数 (A)	3,289	3,307	3,315
介護老人福祉施設	1,651	1,665	1,665
介護老人保健施設	1,031	1,035	1,035
介護医療院	300	300	308
介護療養型医療施設	12	12	12
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	295	295	295
うち要介護4・5 (B)	2,195	2,220	2,233
施設利用者に対する要介護4～5の者の割合 (%) (B) / (A)	66.7	67.1	67.4
介護専用居住系サービス利用者数	542	536	580
認知症対応型共同生活介護	484	478	522
特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	58	58	58
介護専用以外の居住系サービス利用者数	511	527	576
特定施設入居者生活介護	433	448	488
介護予防認知症対応型共同生活介護	2	1	2
介護予防特定施設入居者生活介護	76	78	86

※介護老人福祉施設は定員30人以上の特別養護老人ホーム、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は定員29人以下の特別養護老人ホームのことをいう。

3 介護保険サービス等の見込量の推計

介護保険サービス等の見込量は、過去の利用実績及び利用意向等を勘案して、次のように推計しました。

(1) 介護サービス見込量の推計

サービス	(単位)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 居宅介護サービス				
訪問介護	(回/年)	339,953	347,629	353,672
訪問入浴介護	(回/年)	10,543	10,843	11,092
訪問看護	(回/年)	63,094	64,583	65,599
訪問リハビリテーション	(回/年)	13,278	13,735	13,974
居宅療養管理指導	(人/年)	9,720	9,948	10,116
通所介護	(回/年)	360,204	373,122	387,732
通所リハビリテーション	(回/年)	76,243	77,831	79,064
短期入所生活介護	(日/年)	211,726	222,571	229,344
短期入所療養介護	(日/年)	29,369	29,959	30,452
特定施設入居者生活介護	(人/年)	5,196	5,376	5,856
福祉用具貸与	(人/年)	51,780	52,932	53,736
特定福祉用具購入	(人/年)	768	816	864
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	1,608	1,788	1,824
夜間対応型訪問介護	(人/年)	288	288	288
地域密着型通所介護	(人/年)	4,284	4,356	4,512
認知症対応型通所介護	(回/年)	32,748	33,467	33,959
小規模多機能型居宅介護	(人/年)	4,020	4,188	4,524
認知症対応型共同生活介護	(人/年)	5,808	5,736	6,156
地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/年)	696	696	696
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(人/年)	3,540	3,540	3,540
看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	276	300	480
(3) 住宅改修	(人/年)	416	492	492
(4) 居宅介護支援	(人/年)	74,712	76,296	77,376
(5) 介護保険施設サービス				
介護老人福祉施設	(人/年)	19,812	19,980	19,980
介護老人保健施設	(人/年)	12,372	12,420	12,420
介護医療院	(人/年)	3,600	3,600	3,696
介護療養型医療施設	(人/年)	144	144	144

(2) 介護予防サービス見込量の推計

サービス	(単位)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	(回/年)	445	445	445
介護予防訪問看護	(回/年)	8,250	8,453	8,453
介護予防訪問リハビリテーション	(回/年)	2,815	2,815	2,915
介護予防居宅療養管理指導	(人/年)	684	696	696
介護予防通所リハビリテーション	(人/年)	4,440	4,488	4,584
介護予防短期入所生活介護	(日/年)	3,364	3,703	4,302
介護予防短期入所療養介護	(日/年)	194	194	194
介護予防特定施設入居者生活介護	(人/年)	912	936	1,032
介護予防福祉用具貸与	(人/年)	14,832	15,024	15,120
特定介護予防福祉用具購入	(人/年)	252	276	288
(2) 地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	(回/年)	206	274	274
介護予防小規模多機能型居宅介護	(人/年)	204	204	216
介護予防認知症対応型共同生活介護	(人/年)	24	12	24
(3) 介護予防住宅改修	(人/年)	216	276	288
(4) 介護予防支援	(人/年)	18,132	18,372	18,504

(3) 日常生活圏域別地域密着型サービス見込量の推計

			川東地区西	川東地区東	川東地区北	川東地区南・山古志	川西地区北・三島	川西地区南	中之島・与板	越路・小国	和島・寺泊	栃尾	川口	合計
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (人/年)	令和3年度	介護給付	214	429	322	214	0	429	0	0	0	0	0	1,608
	令和4年度		224	447	447	224	0	447	0	0	0	0	0	1,788
	令和5年度		228	456	456	228	0	456	0	0	0	0	0	1,824
夜間対応型訪問介護 (人/年)	令和3年度	介護給付	288	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	288
	令和4年度		288	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	288
	令和5年度		288	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	288
地域密着型通所介護 (回/年)	令和3年度	介護給付	451	701	0	902	0	0	451	1,528	0	251	0	4,284
	令和4年度		459	713	0	917	0	0	459	1,554	0	255	0	4,356
	令和5年度		467	726	0	934	0	0	467	1,582	0	337	0	4,512
認知症対応型通所介護 (回/年)	令和3年度	介護給付	2,047	2,661	4,912	4,298	6,140	3,070	5,117	2,047	0	2,456	0	32,748
	令和4年度		2,092	2,719	5,020	4,393	6,275	3,138	5,229	2,092	0	2,510	0	33,467
	令和5年度		2,122	2,759	5,094	4,457	6,367	3,184	5,306	2,122	0	2,547	0	33,959
	令和3年度	予防給付	13	17	31	27	39	19	32	13	0	15	0	206
	令和4年度		17	22	41	36	51	26	43	17	0	21	0	274
	令和5年度		17	22	41	36	51	26	43	17	0	21	0	274
小規模多機能型居宅介護 (人/年)	令和3年度	介護給付	542	542	271	1,215	271	711	0	234	234	0	0	4,020
	令和4年度		565	565	282	1,266	282	740	0	243	243	0	0	4,188
	令和5年度		572	572	286	1,281	286	749	286	246	246	0	0	4,524
	令和3年度	予防給付	24	24	12	72	12	36	0	12	12	0	0	204
	令和4年度		24	24	12	72	12	36	0	12	12	0	0	204
	令和5年度		24	24	12	72	12	36	12	12	12	0	0	216
認知症対応型共同生活介護 (人/年)	令和3年度	介護給付	651	868	760	651	398	977	109	543	217	543	90	5,808
	令和4年度		653	871	762	653	399	980	109	545	218	545	0	5,736
	令和5年度		652	869	978	652	398	978	109	543	217	760	0	6,156
	令和3年度	予防給付	0	12	0	0	0	12	0	0	0	0	0	24
	令和4年度		0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	12
	令和5年度		0	12	0	0	0	12	0	0	0	0	0	24
地域密着型特定施設入居者生活介護 (人/年)	令和3年度	介護給付	0	0	0	348	0	0	0	0	0	348	0	696
	令和4年度		0	0	0	348	0	0	0	0	0	348	0	696
	令和5年度		0	0	0	348	0	0	0	0	0	348	0	696
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (人/年)	令和3年度	介護給付	242	715	352	473	0	352	0	352	352	703	0	3,540
	令和4年度		242	715	352	473	0	352	0	352	352	703	0	3,540
	令和5年度		242	715	352	473	0	352	0	352	352	703	0	3,540
看護小規模多機能型居宅介護 (人/年)	令和3年度	介護給付	0	0	0	0	276	0	0	0	0	0	0	276
	令和4年度		0	0	0	0	300	0	0	0	0	0	0	300
	令和5年度		0	0	0	180	300	0	0	0	0	0	0	480

(4) 地域支援事業の見込量の推計

事業		区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系	介護予防訪問サービス	利用延人数	4,200	4,222	4,244
	生活サポート事業(委託)	利用実人数	108	108	108
		延利用時間	3,840	3,840	3,840
	生活サポート事業(補助)	補助団体数	3	3	3
通所系	介護予防通所サービス	利用延人数	9,600	9,650	9,701
	くらし元気アップ事業	利用延人数	6,720	6,755	6,791
	短期集中レベルアップ事業	利用実人数	123	123	123
		利用延人数	3,018	3,018	3,018
	筋力向上トレーニング事業	利用実人数	58	58	58
		利用延人数	1,392	1,392	1,392
介護予防ケアマネジメント事業	実施延件数	11,080	11,138	11,196	
地域介護予防活動支援事業	通いの場(自主グループ)数	350	355	360	
	通いの場(自主グループ)登録者数	6,000	6,100	6,200	
	ボランティア数	80	90	90	
運動機能向上事業	利用実人数	2,800	2,900	3,000	
認知症予防事業	利用実人数	1,200	1,200	1,200	
栄養改善・うつ予防・口腔機能向上等事業	利用実人数	1,000	1,000	1,000	
包括的支援事業	総合相談受付件数	23,000	23,500	24,000	
	実態把握件数	4,200	4,700	5,000	
	地域福祉連携事業実施件数	1,500	2,000	2,200	
	虐待通報受付件数	200	200	200	
	成年後見相談件数	130	140	150	
	ケアマネ支援件数	430	440	450	
介護相談員派遣事業	派遣施設数	24	32	32	
介護給付適正化事業	要介護認定チェック数	8,000	8,000	8,000	
	ケアプラン点検数	70	70	70	
	住宅改修等点検数	5	5	5	
	縦覧点検数	5,000	5,000	5,000	
	医療情報との突合数	300	300	300	
	給付実績の活用	5,000	5,000	5,000	
認知症サポーター養成事業	サポーター養成講座受講者延人数	2,000	2,000	2,000	
認知症高齢者やすらぎ支援事業	利用実人数	45	45	45	
認知症施策推進事業	カフェ開催回数	180	180	180	
在宅医療・介護連携推進事業	研修会等開催回数	10	15	15	
生活支援体制整備事業	協議体開催回数	43	43	43	
地域ケア会議運営事業	圏域開催回数	33	44	55	

4 総給付費の推計

令和3年度報酬改定の影響等が未反映のため、今後、変動します

総給付費の推計は、「3 介護保険サービス等の見込量の推計」で見込んだサービス量に報酬単価を乗じて算出しました。

令和3年度から令和5年度までの介護保険総給付費は、次のように見込まれます。

(1) 介護給付費の推計

(単位：千円)

サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3か年合計
(1) 居宅介護サービス	9,144,684	9,467,098	9,803,113	28,414,895
訪問介護	964,849	986,706	1,003,629	2,955,184
訪問入浴介護	125,948	129,531	132,499	387,978
訪問看護	443,570	454,184	461,477	1,359,231
訪問リハビリテーション	39,974	41,338	42,048	123,360
居宅療養管理指導	82,285	84,221	85,626	252,132
通所介護	3,060,143	3,176,842	3,302,339	9,539,324
通所リハビリテーション	641,269	654,885	665,756	1,961,910
短期入所生活介護	1,825,530	1,921,090	1,982,240	5,728,860
短期入所療養介護	314,147	320,416	325,797	960,360
特定施設入居者生活介護	995,205	1,029,946	1,121,689	3,146,840
福祉用具貸与	633,044	647,930	658,764	1,939,738
特定福祉用具購入	18,720	20,009	21,249	59,978
(2) 地域密着型サービス	4,438,425	4,517,849	4,749,370	13,705,644
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	257,596	290,476	296,685	844,757
夜間対応型訪問介護	5,529	5,529	5,529	16,587
地域密着型通所介護	297,542	302,482	313,764	913,788
認知症対応型通所介護	334,326	342,033	346,963	1,023,322
小規模多機能型居宅介護	846,425	889,422	960,934	2,696,781
認知症対応型共同生活介護	1,488,577	1,470,146	1,554,903	4,513,626
地域密着型特定施設入居者生活介護	138,387	138,387	138,387	415,161
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	999,985	999,985	999,985	2,999,955
看護小規模多機能型居宅介護	70,058	79,389	132,220	281,667
(3) 住宅改修	47,887	46,926	46,926	141,739
(4) 居宅介護支援	1,127,728	1,151,772	1,168,635	3,448,135
(5) 介護保険施設サービス	10,101,580	10,165,737	10,209,239	30,476,556
介護老人福祉施設	5,158,826	5,207,491	5,213,090	15,579,407
介護老人保健施設	3,449,610	3,465,102	3,465,102	10,379,814
介護医療院	1,447,685	1,447,685	1,485,588	4,380,958
介護療養型医療施設	45,459	45,459	45,459	136,377
介護給付費計	24,860,304	25,349,382	25,977,283	76,186,969

令和3年度報酬改定の影響等が未反映のため、今後、変動します

(2) 介護予防給付費の推計

(単位：千円)

サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3か年合計
(1) 介護予防サービス	394,947	403,117	419,049	1,217,113
介護予防訪問入浴介護	3,578	3,578	3,578	10,734
介護予防訪問看護	45,321	46,432	46,432	138,185
介護予防訪問リハビリテーション	8,675	8,675	8,975	26,325
介護予防居宅療養管理指導	5,854	5,951	5,951	17,756
介護予防通所リハビリテーション	151,388	152,891	156,799	461,078
介護予防短期入所生活介護	20,969	23,039	26,839	70,847
介護予防短期入所療養介護	1,371	1,371	1,371	4,113
介護予防特定施設入居者生活介護	66,954	68,728	75,822	211,504
介護予防福祉用具貸与	85,266	86,370	86,922	258,558
特定介護予防福祉用具購入	5,571	6,082	6,360	18,013
(2) 地域密着型介護予防サービス	21,660	19,243	43,512	84,415
介護予防認知症対応型通所介護	1,721	2,214	2,214	6,149
介護予防小規模多機能型居宅介護	14,118	14,118	15,103	43,339
介護予防認知症対応型共同生活介護	5,821	2,911	26,195	34,927
(3) 介護予防住宅改修	17,704	22,305	23,158	63,167
(4) 介護予防支援	80,822	81,892	82,481	245,195
介護給付費計	515,133	526,557	568,200	1,609,890

総給付費（介護給付費＋介護予防給付費）	25,375,437	25,875,939	26,545,483	77,796,859
---------------------	------------	------------	------------	------------

特定入所者介護サービス費等給付費	843,467	769,198	779,326	2,391,991
高額介護サービス費等給付費	529,654	532,805	540,641	1,603,100
高額医療合算介護サービス費等給付費	20,576	20,880	21,205	62,661
算定対象審査支払手数料	14,207	14,417	14,642	43,266

標準給付費見込額	26,783,341	27,213,239	27,901,297	81,897,877
----------	------------	------------	------------	------------

5 地域支援事業費の推計

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3か年合計
(A) 介護予防・日常生活支援総合事業	551,051	553,659	556,280	1,660,990
介護予防・生活支援サービス事業	457,528	459,908	462,300	1,379,736
介護予防・生活支援サービス事業一般経費	316	318	320	954
介護予防ケアマネジメント事業	41,933	42,152	42,372	126,457
介護予防事業評価事業	391	391	391	1,173
地域介護予防活動支援事業	27,895	27,895	27,895	83,685
介護予防推進システム事業	4,550	4,550	4,550	13,650
運動機能向上事業	11,671	11,671	11,671	35,013
認知症予防事業	4,359	4,359	4,359	13,077
栄養改善・うつ予防・口腔機能向上等事業	724	724	724	2,172
介護予防事業一般経費	369	369	369	1,107
審査支払手数料	1,315	1,322	1,329	3,966
(B) 包括的支援事業及び任意事業費用額	437,466	446,656	452,121	1,336,243
包括的支援事業	358,053	358,053	358,053	1,074,159
介護予防推進システム事業	8,778	8,778	8,778	26,334
高齢者虐待防止・養護者支援事業	19,916	19,916	19,916	59,748
認知症高齢者見守り事業	6,513	6,513	6,513	19,539
介護相談員派遣事業	9,870	13,403	13,210	21,405
介護保険適正化推進事業	6,758	6,758	6,758	18,366
成年後見制度利用支援事業費	27,578	33,235	38,893	99,706
(C) 小計 (A) + (B)	988,517	1,000,315	1,008,401	2,997,233
(D) 包括的支援事業 (社会保障充実分)	26,470	31,470	31,470	89,410
認知症施策推進事業	16,608	16,608	16,608	49,824
在宅医療・介護連携推進事業	6,189	11,189	11,189	28,567
生活支援体制整備事業	2,779	2,779	2,779	8,337
地域ケア会議推進事業	894	894	894	2,682
地域支援事業費用額 (C) + (D)	1,014,987	1,031,785	1,039,871	3,086,643

6 保険料の算定

高齢者人口の推計と給付費等の推計から、令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者の保険料は下表のようになります。

所得に応じたきめ細かい保険料段階を設定するとともに、介護給付費準備基金の取り崩しを行い保険料の上昇を抑制します。

また、公費によって低所得者の保険料軽減を行います。

(単位：千円)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	3か年合計
賦 課 対 象 経 費	保険給付費	26,783,341	27,213,239	27,901,297	81,897,877
	居宅介護サービス費	9,515,340	9,844,124	10,194,553	29,554,017
	地域密着型介護サービス費	4,460,085	4,537,092	4,792,882	13,790,059
	施設介護サービス費	10,101,580	10,165,737	10,209,239	30,476,556
	居宅介護福祉用具購入費	24,291	26,091	27,609	77,991
	居宅介護住宅改修費	65,591	69,231	70,084	204,906
	居宅介護サービス計画費	1,208,550	1,233,664	1,251,116	3,693,330
	高額介護サービス費	529,654	532,805	540,641	1,603,100
	高額医療合算介護サービス費	20,576	20,880	21,205	62,661
	特定入所者介護サービス費	843,467	769,198	779,326	2,391,991
	審査支払手数料	14,207	14,417	14,642	43,266
	地域支援事業費	1,014,987	1,031,785	1,039,871	3,086,643
	介護予防・日常生活支援総合事業費	551,051	553,659	556,280	1,714,322
	包括的支援事業及び任意事業費	437,466	446,656	452,121	1,381,782
包括的支援事業（社会保障充実分）	26,470	31,470	31,470	1,381,782	
(A) 合 計	27,798,328	28,245,024	28,941,168	84,984,520	
収 入	公費負担				
	国庫支出金				
	県支出金				
	市負担金				
	利用者負担金等				
	支払基金交付金				
	(B) 合 計				
(C) 介護保険介護給付費準備基金					
(D) 保険料必要額 [(A)-(B)-(C)]					
(E) 予想保険料収納率					
(F) 賦課総額 [(D)÷(E)]					
(G) 補正第1号被保険者数					
(H) 保険料基準額（第5段階保険料額）					

推計中

※居宅介護サービス費には特定（介護予防）福祉用具購入費を含まず、居宅介護福祉用具購入費として記載。

7 中・長期的な視点に基づく介護保険制度の運営

第8期における人口推計から、令和7年度を迎える第9期では、74歳までの前期高齢者人口が減少する一方で、団塊の世代が全て75歳以上となることで後期高齢者人口が大幅に増加します。

そのため認定者数が増加し、介護サービスのニーズが大幅に増えることが見込まれることから、介護保険料についても大幅に上昇することが想定されます。

こうした中・長期的な視点から、高齢者の生活を支える上で重要な介護保険制度を維持していくために、第6期から制度創設以来初めて、介護サービス利用時の利用者負担が負担能力に応じたものに見直されましたが、第7期においても再度、高所得高齢者に対する利用者負担の引上げが行われました。

これらを踏まえて、持続可能な介護保険制度としていくためには、保険料や利用者負担において所得に応じた公平化を行うことはやむを得ませんが、給付費と保険料に大きな影響を与える施設整備は真に必要な整備を見極め適切かつ計画的に進めること、介護給付適正化事業を積極的に進めるなど、保険者としての努力を行い、適切な介護サービスの確保とその結果としての費用の効率化を図ります。また、生涯にわたる健康づくりの支援や介護予防施策の積極的な推進、地域包括ケアシステムの構築にも努めます。さらに、介護保険の利用者が、どのような時にどのようなサービスが利用できるのかなど、介護や支援が必要となる前から介護保険制度の趣旨や仕組み等について理解することで、適正なサービス利用につなげることができると考えられることから、市民への介護保険制度の理解促進に努めます。

あわせて、高齢者が自ら健康保持に努めていくこと、要介護（要支援）状態になったとしても進んで状態の改善・維持に努めていくことなど、高齢者自身の自助努力もますます重要になると考えます。

将来においても高齢者が安心して介護サービスを利用できるよう、介護保険制度の安定運営に努めていきます。

第3節 介護保険制度の適正な運営

1 介護給付適正化事業の推進

区 分	H30 年度 実 績	R1 年度 実 績	R2 年度 実績見込
要介護認定チェック数 (件)	7,019	7,944	4,000
ケアプランの点検数 (件)	50	50	50
住宅改修等の点検数 (件)	5	4	5
縦覧点検数 (件)	5,532	3,791	4,000
医療情報との突合数 (件)	291	274	300
給付実績の活用 (件)	4,602	1,356	5,000

【現状と課題】

介護給付を必要とする人を適正に認定し、適切なサービスを過不足なく提供するよう促す介護給付適正化事業は、給付費抑制効果や自立支援の考え方などから介護保険制度への信頼を高め、持続可能なものとする重要な事業です。

こうした目的から、介護支援専門員の資格を持つ専任の介護保険適正化推進員を置き、住宅改修や福祉用具貸与・購入の実態調査、ケアプラン点検を実施しています。

また、本市では、国保連合会では調査対象となっていない疑義のあるケースについて、サービス提供事業所等に照会し、実績が適正であるかを確認する独自調査を実施しており、積極的に介護給付適正化事業に取り組んでいます。

これまで、サービス利用実績に偏りがある高齢者向け集合住宅等の利用者のケアプラン点検を重点的に行ってきましたが、利用実績は改善されていません。

また、住宅改修においても、ケアマネジャーが改修内容を把握していないケース等がありました。

今後も介護支援専門員に対し、気づきの機会をより多く提供すること、それによるサービスの質の向上、適切にサービス提供できる環境の整備が課題となっています。

【今後の方向】

今後も効率的かつ効果的に事業を進めるため、地域の状況を踏まえ特に効果が高いとされる「要介護認定チェック」、「ケアプラン点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」の主要4事業を実施します。

「ケアプラン点検」については、引き続き、国保連合会から提供される給付実績等を活用し、サービス利用状況に疑義のあるケースについて、書面での調査と事業所への訪問調査により協働点検を行います。さらに、点検結果通知後に事業者の取り組み状況や効果を確認できる体制を整え、ケアマネジメントの質の向上を目指します。

また、「住宅改修等の点検」では、不適切な改修を抑制するため、現地確認にケアマネジャーの立ち会いを依頼します。軽度者に係る福祉用具の貸与調査についても実態が把握しにくい場合は、ケアマネジャーに照会する等重点的に取り組んでいきます。

第8期では、第7期の検証結果等も踏まえ、目標と計画性をもって、創意工夫しながら、事業に取り組むことで、介護給付適正化の推進を図ります。

今後も真に必要とするサービスの確保と質の向上に努め、適切に提供できる環境の整備を図ることで、高齢者等が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援していきます。(第8期における計画値は、90ページ「(4) 地域支援事業の見込量の推計」参照)

2 介護相談員の派遣

区 分	H30 年度 実 績	R1 年度 実 績	R2 年度 実績計画
派遣施設数	156	172	0 (計画 210)
相談員数	6	6	6

【現状と課題】

介護サービス利用者等が事業者等に直接言えない不満や疑問を介護相談員が事業者に伝えることで、利用者の不安解消や外部の目として情報提供を行うことで、事業者のサービス改善につなげています。第7期は、特別養護老人ホーム等172施設に相談員を派遣しています。

なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策により、施設等へ介護相談員の派遣を行いませんでした。

【今後の方向】

今後も介護サービスの質の向上及び利用者の自立した日常生活の実現を目指す事業として、介護相談員の研修の充実を図り、継続して取り組んでいきます。

また、介護サービス事業所だけでなく、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等へも介護相談員を派遣し、利用者の声を事業者に伝えることでサービスの質の向上を図ります。

3 地域密着型サービス事業所及び居宅介護（介護予防）支援事業所への指導・監督

【現状と課題】

地域密着型サービス事業所は、利用者が要介護状態になっても住み慣れた自宅や地域での生活が継続できるよう、小規模な家庭的な環境において、地域との結びつきを重視しながらサービス提供しています。事業の円滑な運営及びサービスの質の向上を図るため、管理者向けの研修会を開催する等の支援をしています。

居宅介護支援事業は、平成 30 年度に新潟県から市町村へ指定及び指導監督権限が移譲され、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの役割を担う介護支援専門員への支援を充実することができるようになりました。

また、令和元年度には福祉総務課指導監査係を設置し、実地指導及び集団指導の強化を図り、事業所の介護保険制度の理解促進や質の向上に向けた取り組みを推進しています。

事業所は人材不足、災害・感染症対策など様々な課題の中で、介護保険制度の目的に沿った利用者の自立支援に資する適切なサービス提供を目指し、創意工夫しながら取り組む必要があります。

【今後の方向】

事業所の円滑な事業運営及び質の向上に向けた取組み、多様化する課題の解決につなげるため、これまでの管理者向け研修会に加え、意見交換会を開催するなど、関係者が互いに「顔の見える関係」を築きながら、介護現場の課題の抽出及び改善に向けた取組みを進め、一体となってサービスの質の向上に努めます。

また、6年に1回の実地指導から3年に1回へと指導頻度を増やし制度周知の徹底を図るとともに、各事業所の特色あるサービスの好事例の伝達など、事業所にとって有意義な内容の指導に努めます。

第4節 介護基盤の維持・確保

1 介護基盤の現状

令和2年度末の地域密着型サービスの日常生活圏域別介護サービス基盤の状況

	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	地域密着型通所介護		認知症対応型通所介護		小規模多機能型居宅介護		認知症対応型共同生活介護		地域密着型特定施設入居者生活介護		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		看護小規模多機能型居宅介護	
	箇所	箇所	箇所	定員	箇所	定員	箇所	登録定員	箇所	定員	箇所	定員	箇所	定員	箇所	登録定員
川東地区西	1	1	1	18	1	10	2	58	4	63			1	20		
川東地区東	2		2	28	2	13	2	58	4	72			3	62		
川東地区北	1				5	36	1	29	5	72			1	29		
川東地区南・山古志	1		2	36	3	21	5	130	4	54	1	29	2	39		
川西地区北・三島					4	30	1	29	3	33						
川西地区南	1				2	15	3	76	5	81			1	29	1	29
中之島・与板			1	18	3	25			1	9						
越路・小国			4	61	1	10	1	25	3	45			1	29		
和島・寺泊					1	2	1	25	2	26			1	29		
栃尾			1	10	1	12			3	45	1	29	2	58		
川口									1	18						
合計	6	1	11	171	23	174	16	430	35	518	2	58	12	295	1	29

高齢者の半数以上は、介護が必要な状態となってもできるだけ住み慣れた自宅や地域で暮らし続けることを望んでいることを踏まえ、第7期では定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び認知症対応型通所介護を2か所ずつ、地域密着型通所介護及び小規模多機能型居宅介護を1か所ずつ整備しました。

一方、自宅での生活を続けることが難しく、施設等への入所・入居が必要な人もいることから、広域型及び地域密着型の特別養護老人ホームの増床や認知症対応型共同生活介護の整備等も行っています。

2 介護基盤の整備の方向性

(1) 中・長期的な整備の方向性

ニーズ調査によると、高齢者の半数以上が、介護が必要な状態になっても住み慣れた自宅で暮らし続けることを望んでいます。また、特別養護老人ホームへの入所待機者は介護基盤の整備により減少していますが、自宅での生活を続けることが難しく、施設等への入所が必要な人も少なくありません。

令和 22 年には高齢化率がピークを迎え、現在より6ポイント以上増加すると推計されていますが、依然として自宅での介護、施設への入所の双方が求められることが予想されます。このことから、中・長期的には、住み慣れた自宅で暮らし続けたいという希望を尊重し、居宅系の地域密着型サービスの充実を図るとともに、必要な施設・居住系サービスを確認し、バランスのとれた整備を進めます。

第8期は要介護認定者数の増加が緩やかであると推計されていることから、必要性の高いサービスに絞った整備を行います。

第9期（令和6年度から令和8年度）及び第10期（令和9年度から令和11年度）は、後期高齢者人口が増加し、要介護認定者数も増加するものと推計されている一方、令和12年には後期高齢者人口はピークを迎えると見込まれていることから、中・長期的な人口構造の変化も踏まえ、需要の減少を想定した整備が求められることとなります。

(2) 介護人材確保に向けた方策

【現状と課題】

生産年齢人口（15～64歳）の減少や景気回復に伴う雇用改善、高齢化に伴う介護サービス事業所の増加など複合的な要因により、介護サービスの提供を担う介護人材の確保が難しくなりつつあります。市全体では、必要とされるサービスは十分に提供されているものの、一部の事業所は事業の縮小や廃止を迫られています。

このような状況から、平成28年度から介護人材確保支援事業として、介護事業者・介護専門学校・ハローワーク・福祉人材センター・行政による意見交換会、市内事業所の職員に対する介護福祉士実務者研修受講料補助金の交付を行っています。

また、平成29年から、市内で特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人及び市内の介護福祉士養成校の18団体で構成する「ながおか介護職イメージアップ研究会」を立ち上げ、介護職のイメージアップを目的とした事業の検討・実施をしています。

【今後の方向】

関係各者による意見交換会を定期的を開催し、情報共有、対策検討等を行うとともに、介護福祉士実務者研修受講料補助金を交付し、介護福祉士国家資格の取得を支援することにより、介護サービスの質の向上、処遇改善、人材確保を図ります。

あわせて、「すこやか・ともしびまつり」等のイベントを通じて、子どもをはじめ幅広い世代に対する介護業界・介護職のイメージアップを図ります。

また、県と連携・協力し、人材確保に向けた取組を検討・実施するとともに、必要に応じ処遇改善や人員配置基準の緩和等を国に対して要望します。

(3) 第8期における整備

施設・サービス事業所の配置にあたっては、65歳以上高齢者人口、要介護（要支援）認定者数、各サービスの需要、既存サービスの整備・稼働状況、特別養護老人ホーム入所待機者数などサービスの緊急性及び必要性、各圏域の地域特性、地域バランスや隣接圏域との連携等のほか、家族の介護を理由とした離職の防止や病床の機能分化・連携に伴い生じる施設需要等を総合的に勘案し、計画的な整備を進めます。

【居宅系サービスの整備の促進】

- 地域包括ケアの実現に向け、住み慣れた地域での生活が継続できるよう、日常生活圏域の地域特性を考慮し、地域密着型サービス事業所を計画的に整備します。整備にあたっては、社会福祉法人等の事業者に対して、国の交付金等を活用した補助金を交付することにより、円滑な整備を促進します。
- 重度の要介護者や医療・看護ニーズの高いひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の在宅生活を支えるため、定期巡回・随時対応訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の充実を図ります。
- 在宅での生活を支援するため、訪問介護、訪問看護など訪問系サービスについてもサービス供給体制の確保が必要であると考えます。
- 通所介護及び短期入所生活介護については、一定程度は充足しているため、既存の事業所により需要を満たすことができるものと考えます。

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
箇所数	1か所程度		

●地域密着型通所介護

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
箇所数	1か所程度		

●小規模多機能型居宅介護

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
箇所数	1か所程度		

●看護小規模多機能型居宅介護

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
箇所数	1か所程度		

【施設・居住系サービスの整備】

- 短期入所生活介護からの転換により、新たな施設整備や介護人材の確保等を要することなく、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の増床を進めます。
- 施設入所を希望する軽度者が施設でサービスを受けながら生活できる環境を整えるため、特定施設入居者生活介護の整備を進めます。
- 長期にわたり療養が必要な人が介護と医療を一体的に受けられるよう介護医療院の整備を進めます。
- 認知症の人の増加が見込まれることから、認知症対応型共同生活介護を提供するグループホームの整備を進めます。
- 地域密着型サービス事業所の整備にあたっては、事業者に対して国の交付金等を活用した補助金を交付することにより、円滑な整備を促進します。

●特定施設入居者生活介護（新設）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
箇所数	1か所程度		

●介護老人福祉施設（増床）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定員(人)	20床程度の増床		

●介護医療院（新設）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
箇所数	1か所程度		

●認知症対応型共同生活介護（新設）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
箇所数	1か所程度		

3 介護サービス基盤の整備計画

(1) 地域密着型サービス

(単位：箇所、人)

サービス種別		第7期 実績見込	R2末 累計見込	第8期計画			R5末 累計
				R3	R4	R5	
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	箇所	2	6	調整中			
夜間対応型訪問介護	箇所		1				
地域密着型通所介護	箇所	1 (-1)	11				
	定員	19 (-15)	171				
認知症対応型通所介護	箇所	2 (-1)	23				
	定員	9 (-12)	174				
小規模多機能型 居宅介護	箇所	1 (-3)	16				
	定員	57 (-83)	430				
認知症対応型 共同生活介護	箇所	1	35				
	定員	19 (-9)	518				
地域密着型特定施設 入居者生活介護	箇所		2				
	定員		58				
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	箇所	1	12				
	定員	22	295				
看護小規模多機能型 居宅介護	箇所		1				
	定員	4	29				

※ () 内は、定員減及び廃止によるもの

(2) 広域型サービス

(単位：箇所、人)

サービス種別		第7期 実績見込	R2末 累計見込	第8期計画			R5末 累計
				R3	R4	R5	
特定施設 入居者生活介護	箇所		14	調整中			
	定員		665				
介護老人福祉施設	箇所	1	19				
	定員	126	1,616				
介護老人保健施設	箇所	1	9				
	定員	100	1,074				
介護療養型医療施設	箇所	(-3)	0				
	定員	(-350)	0				
介護医療院	箇所	2	2				
	定員	300	300				

※ () 内は、定員減及び他サービス種別等への転換によるもの

(3) その他の高齢者福祉施設

(単位：箇所、人)

サービス種別		第7期 実績見込	R2末 累計見込	第8期計画			R5末 累計
				R3	R4	R5	
養護老人ホーム	箇所		1	調整中			
	定員		150				
ケアハウス	箇所		8				
	定員		271				
生活支援ハウス	箇所		2				
	定員		24				
老人福祉センター	箇所	(-1)	7				
在宅介護支援センター ¹	箇所		3				

※ () 内は、定員減及び廃止によるもの

¹ 在宅介護支援センター：地域の高齢者や家族に対して、保健・医療・福祉に関する総合的な相談を受ける機関

4 地域密着型サービスの日常生活圏域別整備計画 (令和3年度から令和5年度まで)

種 類		川東 地区西	川東 地区東	川東 地区北	川東 地区南 ・ 山古志	川西 地区北 ・ 三島	川西 地区南	中之島 ・ 与板	越路 ・ 小国	和島 ・ 寺泊	栃尾	川口	合計
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	年度	調整中											
	か所												
夜間対応型訪問介護	年度												
	か所												
地域密着型通所介護	年度												
	か所												
	定員												
認知症対応型通所介護	年度												
	か所												
	定員												
小規模多機能型居宅介護	年度												
	か所												
	定員												
認知症対応型共同生活介護	年度												
	か所												
	定員												
地域密着型特定施設入居者生活介護	年度												
	か所												
	定員												
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	年度												
	か所												
	定員												
看護小規模多機能型居宅介護	年度												
	か所												
	定員												

長岡市日常生活圏域別人口等及び介護保険サービス事業所数

No.	項目	川東地区西	川東地区東	川東地区北	川東地区南・山古志	川西地区北・三島	川西地区南	中之島・与板	越路・小国	和島・寺泊	栃尾	川口	住所地特例	合計	備考
1	面積 (km ²)														
2	圏域人口 (人)														
3	高齢者人口 (人)														
4	高齢化率														
5	後期高齢者人口 (人)														
6	後期高齢化率														
7	認定者数														
8	要支援 1														
9	要支援 2														
10	要支援 1, 2 の計														
11	要介護 1														
12	要介護 2														
13	要介護 3														
14	要介護 4														
15	要介護 5														
16	要介護 1～5 の計														
17	認定者数計														
18	認定率														
19	高齢者人口に対する要介護3以上割合														
20	要介護2から要介護5の合計 (人)														
21	認定者数に対する認知症Ⅱ以上の割合														
22	居宅介護支援 (か所)														
23	介護予防支援 (か所)														
24	訪問介護 (か所)														
25	訪問入浴介護 (か所)														
26	訪問看護 (か所)														
27	訪問リハビリテーション (か所)														
28	通所介護 (か所)														
	定員 (人)														
29	通所リハビリテーション (か所)														
30	短期入所生活介護 (か所)														
	定員 (人)														
31	短期入所療養介護 (か所)														
32	特定施設入居者生活介護 (か所)														
	定員 (人)														
33	福祉用具貸与 (か所)														
34	特定福祉用具販売 (か所)														
35	介護老人福祉施設 (か所)														
	定員 (人)														
36	介護老人保健施設 (か所)														
	定員 (人)														
37	介護療養型医療施設 (か所)														
	定員 (人)														
38	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (か所)														
39	夜間対応型訪問介護 (か所)														
40	地域密着型通所介護 (か所)														
	定員 (人)														
41	認知症対応型通所介護 (か所)														
	定員 (人)														
42	小規模多機能型居宅介護 (か所)														
	登録定員 (人)														
43	認知症対応型共同生活介護 (か所)														
	定員 (人)														
44	地域密着型特定施設入居者生活介護 (か所)														
	定員 (人)														
45	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 (か所)														
	定員 (人)														
46	看護小規模多機能型居宅介護 (か所)														
	登録定員 (人)														

調整中

※旧長岡地域の面積は山岳・河川等を除いたもの
 ※「18 認定率」は1号被保険者に対する1号認定者数の割合

※人口は平成29年10月2日現在
 ※第6期末の事業所数は現段階における見込み

※認定者数は平成29年9月30日現在

第4章 はつらつとした暮らしと社会参加の促進

第1節 はつらつとした暮らしの促進

1 市民主体の生涯学習の推進

【現状と課題】

現代社会では、一人ひとりが社会の一員として、意欲を持っていきいきと充実した社会生活を送るために、「だれもが、いつでも、どこでも」学べる生涯学習社会の実現が望まれています。特に、高齢者が学習活動に参加し、知識や教養を高めることは、高齢者自身が生きがいを見つけることに繋がるため、高齢者のライフスタイルやニーズに応じた趣味や教養、文化活動の内容を充実させ、多様な学習機会を提供することが必要となっています。

このことから、市内の生涯学習施設においては、市民ニーズや地域の実情に合わせた講座・教室等を開催しているほか、個人の学習にとどまらず、多くの人に学習成果を見てもらうため、発表会や文化展、作品展なども開催しています。

さらに、地域活動の指導者や活動の主体となる人材の育成を目的とした「地域学びコーディネーター講座」を開催し、地域学習活動の推進を図っています。

【今後の方向】

市民が生涯学習に必要な情報を即時に取得できるよう、インターネットを活用した指導者情報をはじめ、団体サークル情報、施設情報、学習機会の情報など、市民にとって分かりやすい生涯学習情報の提供に努めます。

また、市民の主体的な学びを支援するため、市の職員が出向いて行う「市政出前講座」を今後も継続していきます。

さらには、高齢者が、これまでに培った豊かな知識・技能・体験を社会に活かすため、生涯学習人材バンク「まちの先生」を周知し、学んだ成果を社会に還元できる環境づくりを進めます。

2 コミュニティ活動の推進

【現状と課題】

高齢者が自立し、楽しく生きがいを持って生活できるよう各種教室や講座を開催し、高齢者の社会参加と学習機会の拡大を図っています。

特に、生きがいのある生活と連帯意識の醸成を目的とした地域コミュニティ活動に関しては、コミュニティセンターを中心に、学習機会の提供と学習活動の普及・充実に努めるとともに、地域交流を促進してきました。

コミュニティ活動を行う上では、地域住民の自主性・自立性の確立が重要であり、社会における一人ひとりの参加意識の向上が求められています。

また、これを支援する体制の構築が課題となっています。

【今後の方向】

コミュニティ活動においては、地域に根差した活動を促進し、地域の様々な課題に取り組むとともに、生涯学習活動や福祉活動を推進することなどが期待されています。

このため、コミュニティセンターを拠点とし、地域の関係者のネットワークを構築し、地域の実情に合わせたコミュニティ活動を推進することで、高齢者を含む全ての市民が、連帯感を持ち、心ふれあう地域社会の一員となるよう各地域のコミュニティ活動を支援していきます。

また、支所地域でのコミュニティ活動についても、地域の伝統や文化を活かして、これらの活動を支援していく体制づくりを進めていきます。

❖関連項目 第6章第1節1 コミュニティづくり

3 スポーツ・レクリエーション活動の推進

区 分	H30 年度 実 績	R1 年度 実 績	R2 年度 実 績
高齢者親善ペタンク大会 参加者数（人）	77	58	中止
高齢者スポーツ大会 参加者数（人）	223	130	中止
地域交流スポーツ大会 （グラウンドゴルフ大会） 参加者数（人）	289	342	中止
マスターズスポーツ教室 参加者数（人）	240	219	200

【現状と課題】

高齢者が身近な地域コミュニティにおいて、スポーツに親しみ、スポーツを通じて心身とも健やかで活力ある生活を送るために、スポーツ・レクリエーション活動を体験する機会の充実を図っていく必要があります。

また、高齢者が身近な場所で主体的にスポーツ・レクリエーション活動を行うためのきっかけづくり・組織づくりを、各コミュニティセンターやスポーツ推進委員と連携を図りながら、積極的に推進していく必要があります。

【今後の方向】

高齢者が主体的にスポーツ・レクリエーション活動に取り組むことができるように、各コミュニティセンターやスポーツ推進委員と連携し、仲間づくり・交流の場として教室やクラブなどを育成することにより、生涯スポーツ人口を増やします。

地域でのスポーツ活動の成果発表とより多くの仲間との交流・親睦を図るため、高齢者スポーツ大会や地域交流スポーツ大会の高齢者種目等への参加機会を提供し、長岡市老人クラブ連合会等と連携することにより広く各地域からの参加を呼びかけます。

4 老人クラブ活動の支援

区 分	H30 年度 実 績	R1 年度 実 績	R2 年度 実績見込
クラブ数	237	224	207
会員数 (人)	11,977	11,112	10,094

【現状と課題】

老人クラブは、高齢者自らの教養の向上、趣味・レクリエーション、地域奉仕等の活動を通じて会員相互の親睦を深め、生きがいづくりと健康づくりに努めています。

また、高齢者の閉じこもり予防や次世代の育成支援など、社会を取り巻く様々な問題に対応し、新たな地域づくりの担い手としての役割にも期待が寄せられています。

近年、高齢者の価値観の多様化に伴い、会員数が減少傾向にあります。

高齢者人口の増加、社会環境の変化とともに、個人の価値観も大きく変わる中で、老人クラブへの入会促進や若年指導者の育成等を進めることが課題となっています。

【今後の方向】

高齢者が社会の構成員として健康でいきいきとした生活を続けていく上で、老人クラブの活動はますます重要になっています。地域社会の担い手として、豊かな経験と知識・技能を活かしたボランティア活動や健康増進などに積極的に取り組んでいる老人クラブの運営を引き続き支援します。

また、地域間における老人クラブ同士の一層の交流を図るとともに、スポーツ大会をはじめ各種行事の開催や指導者の育成など、老人クラブが魅力ある組織となるよう支援を行います。

団塊の世代を含めた老人クラブへの入会促進についても、関係機関や長岡市老人クラブ連合会と連携し、広報啓発活動を支援していきます。

5 老人福祉センター等の管理運営

【現状と課題】

老人福祉センターは、地域の高齢者が健康で明るい生活を送ることができるよう、各種相談に応じたり、健康の増進、教養の向上、レクリエーション等の総合的な施設として、多くの市民から利用されています。

長岡地域には老人福祉センターが各地区にバランスよく設置されています。

この老人福祉センターよりも小規模な施設として、支所地域には老人憩いの家や高齢者コミュニティセンター等が設置されており、高齢者を中心とした生涯学習の場としても利用されています。

また、老人福祉センター等はおおむね指定管理者制度を導入し、社会福祉法人等がそれぞれの特色を生かした事業を行いながら、管理運営を行っています。

【今後の方向】

これらの施設を利用する高齢者のニーズが変化してきているため、施設ごとに自主事業や各種教室、サークル活動等を開催するなど、多様化するニーズに対応した、より利用しやすい施設となるよう努めるとともに、地域の実状や施設の老朽化、利用動向などを考慮し、持続可能な施設運営のあり方について検討します。

長岡市の老人福祉センター等

(単位：人)

施設種別	施設名	所在地	利用者数	
			H30年度	R1年度
老人福祉センター等	長岡ロングライフセンター	大字日越 185 番地 2	25,427	25,010
	高齢者センターけさじろ	今朝白 2 丁目 8 番 18 号	30,789	29,168
	高齢者センターまきやま	榎山町 1592 番地 1	16,234	15,083
	高齢者センターふそき	新保町 1399 番地 3	34,943	31,966
	高齢者センターみやうち	曲新町 566 番地 7	28,715	27,546
	高齢者センターしなの	信濃 2 丁目 6 番 18 号	42,321	39,578
	高齢者センターとちお	赤谷 179 番地 2	65,197	60,802
	老人福祉センターお山の家 ※令和 2 年 6 月 30 日閉館	悠久町 1 丁目 192 番地 11	15,625	14,479
	老人福祉センター皆楽荘	上樫出 3034 番地	7,330	6,328
老人憩いの家	刈谷田荘 ※令和 2 年 3 月 31 日閉館	中之島 1 番地 5	1,826	1,709
	さくらの家	信条東 221 番地	3,994	3,588
	日枝の里	中之島中条 2919 番地	4,111	3,727
	はずはな荘	中之島大口東 6104 番地 1	13,451	12,360
	夕映荘	寺泊金山 170 番地 3	5,182	4,942
高齢者コミュニティセンター	高齢者コミュニティセンター ゆきわり荘	小島谷 3560 番地 1	6,460	6,888
福祉センター	社会福祉センタートモシア ※平成 28 年 11 月 1 日開館	表町 2 丁目 2 番地 21	79,807	83,445
	旧社会福祉センター ※平成 28 年 10 月 31 日閉館	水道町 3 丁目 5 番 30 号	—	—
	サンパルコなかのしま	中野中甲 1666 番地 2	8,169	7,215
	越路総合福祉センター	来迎寺 3697 番地	16,772	15,645
	山古志地域福祉センター なごみ苑	山古志虫亀 219 番地 2	4,638	4,511
	川口地域福祉センター末広荘	東川口 1979 番地 20	6,722	6,681
健康福祉センター	志保の里荘	与板町本与板 2380 番地 1	31,700	28,836

※R1 年度の利用者数は、新型コロナウイルス感染症拡大防止による利用制限等の影響あり。

第2節 高齢者の雇用と社会参加の促進

1 高齢者の雇用促進

【現状と課題】

長岡公共職業安定所が取りまとめている長岡管内の高齢者（55歳以上）の求職・就職状況からは、新型コロナウイルスの影響により令和元年度の平均有効求人倍率は、0.97倍と前年度に比べて厳しい雇用情勢となりましたが、少子高齢社会の進展に伴い高齢者の雇用の場は広がってきております。

また、新潟労働局が取りまとめている県内の雇用状況では、66歳以上になっても希望者全員が働ける制度のある企業は、全体の33.8%と前年度よりも3.4%増加しており、「定年制の廃止」や「定年の引き上げ」、「継続雇用制度の導入」などの措置を講じている企業が増加しています。市内に約800社ある30人以上のほぼ全ての事業所が、65歳までの定年延長に取り組んでいます。

【今後の方向】

労働力人口は今後も減少することが見込まれ、高齢者が経済社会の担い手として、経験や知識を生かして活躍することが求められています。

就労意欲の高い高齢者が、地域社会の重要な支え手として、多様な働き方となるテレワークや在宅ワーク、内職など、活躍できる場の情報提供をしていきます。

高齢者（55歳以上）の求職・就職情報（長岡公共職業安定所管内）

区 分		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
求職者数 (人)	新規	1,845	1,830	1,765	1,768	1,911
	有効	7,813	7,256	7,191	6,884	7,623
有効求人数 (人)		8,957	9,190	10,514	9,992	7,358
有効求人倍率 (倍)		1.15	1.27	1.46	1.45	0.97
紹介件数 (件)		1,787	1,714	1,573	1,600	1,779
紹介率 (%)		96.9	93.7	89.1	90.5	93.1
就職件数 (件)		481	510	440	512	515
就職率 (%)		26.1	27.9	24.9	29.0	26.9

※ 有効求人倍率＝有効求人数÷有効求職者数

※ 紹介率＝紹介件数の新規求職者数に対する割合

※ 就職率＝就職件数の新規求職者数に対する割合

2 シルバー人材センターの充実支援

会員及び受託件数の推移

区 分	H30 年度 実 績	R1 年度 実 績	R2 年度 実績見込
会員数 (人)	3,004	3,076	3,080
受託件数 (件)	15,487	14,610	17,930

【現状と課題】

シルバー人材センターは、地域の日常生活に密着した就業機会を提供するなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献しています。

受託件数は減少しているものの、会員数は増加傾向にあり、近年は女性会員の増加も見られます。また、人手不足分野である介護施設の支援業務や、調理・食品関係業務、製造業の製品加工業務など高齢者の活躍の場を開拓しています。一方で、企業の定年延長などを背景として会員の高齢化が進んでおり、庭木剪定、冬囲いなど専門職種における後継者の育成が課題となっています。

【今後の方向】

「人生 100 年時代」を迎え、高齢者は従来のように「支えられる側」ではなく、その経験と能力に応じ社会を「支える側」として、その使命を果たすことが強く求められています。これからも、この時代要請に応じる高齢者を支援する魅力的なセンターを目指し、経営計画に掲げる施策を会員並びに役職員が一丸となって取り組んでまいります。

また、ボランティア活動などの社会参加や健康の維持、生きがいのある生活の実現、そして福祉の向上に寄与するなど、経験豊かなシルバーパワーを地域に活用し、地域社会の健全な発展に貢献します。

- ① 会員による友人、知人等への口コミによる新規会員の入会運動等、会員（人財）の増強に取り組みます。
- ② 年間通じて全会員による1会員1就業開拓活動を実施するなど、会員並びに役職員による受注開拓を一層強化し、就業機会を拡大します。
- ③ 安全・適正就業基準、作業別安全就業基準の周知による事故防止の徹底に努め、会員の安全意識を高め、安全対策を強力に推進し、事故撲滅を目指します。
- ④ 理事会をはじめ、各専門部会、委員会をより一層活性化し、会員参加による積極的なセンター運営を目指すとともに、事業実施計画等の進捗状況、課題などの情報w共有しながら適正なセンターの運営に努めます。

第5章 健康づくりと介護予防の強化・推進

第1節 生涯にわたる健康づくりの支援

1 多世代健康まちづくり事業の推進

多世代健康まちづくり事業の実施状況

区 分	H30 年度 実 績	R1 年度 実 績	R2 年度 実績見込
健康クラブ会員数 (人)	2,849	3,225	2,700
地域セミナー実施地域数 (地域)	13	11	11
地域セミナー延参加人数 (人)	2,224	1,812	1,745

【現状と課題】

市民一人ひとりが自らの健康づくりを認識し、よりよい生活習慣が確立できるよう、健康増進計画である“ながおかヘルシープラン21”を策定し健康づくりに取り組んでいます。

少子高齢化の進展により人口構造も変化し、幼少期から高齢期まで世代をつなげた健康づくりが課題となっています。高齢者が生活習慣病の予防や介護予防に取り組むことで、日常生活を健康に送り、健康寿命の延伸を図ることが重要です。

本市では平成25年度に長岡市多世代健康まちづくり事業プランを策定し、健康の3要素である運動、食事、休養を総合的に実践する仕組みを構築しました。

望ましい生活習慣への行動変容と継続のためのしかけとして、民間事業者のノウハウを活用しながら「測るとわかる」「わかると気づく」「気づくと変わる」「仲間と一緒に」を基本として健康クラブやセミナーなど各種事業を実施しています。

【今後の方向】

各世代ごとに心身の健康増進や健康を支えるための環境整備を進めます。

中心市街地に整備した多世代健康づくり拠点を中心に、イベントの活用やインセンティブの付与など、健康クラブ会員数の増加促進を図り、市民が楽しみながら健康づくりを続けることができる機会を提供します。

また、各地域で健康づくりセミナーや一日滞在型セミナー等を開催し、健康づくりの全市的な展開や効果的なポピュレーションアプローチ¹を進めます。

特に、若い世代や働き盛り世代から関心を持って健康づくりに取り組んでもらうため、情報発信の強化と意識啓発を進めるとともに、世代に応じた機会を提供します。

¹ ポピュレーションアプローチ：健康を害するリスクが高い人など特定の対象ではなく、一般市民全体を対象にリスク低減を図り、全体の健康状態を向上させようとする取組

2 健康増進施策の充実

(1) 健康診査の充実

【現状と課題】

特定健康診査や後期高齢者健康診査は、心疾患、脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化を防ぐことに重点をおいた健診です。保健指導の対象者を早期に発見し、適正な医療につなげたり、特定保健指導や生活習慣病予防教室、健康相談等で各自の生活習慣を見直し自ら改善できるように支援しています。

特定健康診査や後期高齢者健康診査結果では、高血糖や脂質異常、高血圧の有所見者が多くみられます。これらは脳血管疾患や認知症をはじめ、糖尿病性腎症等の基礎疾患となることが多く、発症予防や重症化予防が課題となっています。

また、近年、口の健康は生活習慣病や認知症など全身の健康とも深く関係していることがわかってきていますが、歯科検診結果では、受診者のほとんどが要指導・要治療となっています。歯や歯肉の健康維持とともに、「かむ力」を維持して適切な栄養をとるなど、低栄養の予防に向けた取り組みも重要です。

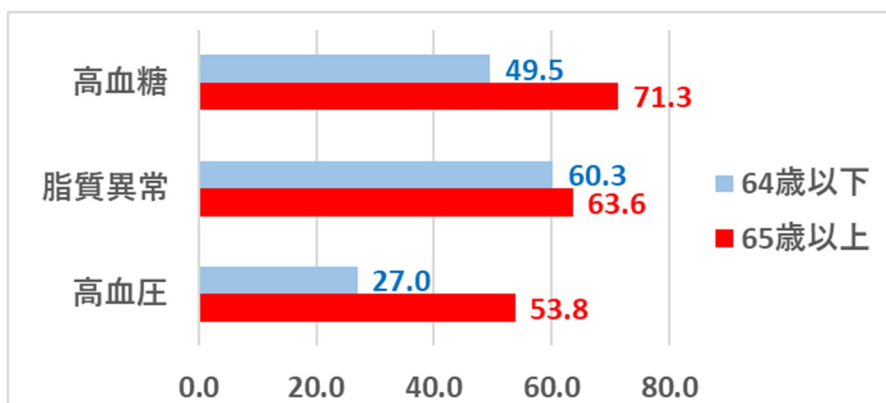
【今後の方向】

健康寿命を延伸するためには、生活習慣病の発症や重症化を防ぐため、毎年、健康診査を受けることが重要です。

そこで、各種健康診査の重要性の周知に努めるとともに、誰もが受診しやすい環境整備を図り、より良い健康診査の実施を目指します。

また、生活習慣病発症リスクの高い人には、健康教育や健康相談等の充実を図り、自ら生活習慣の改善に取り組めるよう支援します。

令和元年度の特定健康診査結果における有所見率（単位：％）



※64歳以下（19～64歳）と65歳以上の特定健康診査結果（後期高齢者健康診査を含む）の有所見

健康診査受診状況

区 分		H30 年度 実 績	R1 年度 実 績	R2 年度 実績見込
特定健康診査 (65～74 歳)	対象者数(人)	30,372	30,049	29,891
	受診者数(人)	12,256	12,219	11,268
	受診率(%)	40.4	40.7	37.7
後期高齢者 健康診査 (65-74 歳の一部 及び 75 歳以上)	対象者数(人)	41,293	41,871	43,044
	受診者数(人)	12,859	13,361	12,439
	受診率(%)	31.1	31.9	28.9
肺がん検診	対象者数(人)	81,959	82,577	83,148
	受診者数(人)	18,138	18,469	12,656
	受診率(%)	22.1	22.4	15.2
胃がん検診	対象者数(人)	81,959	82,577	83,148
	受診者数(人)	6,754	6,774	5,256
	受診率(%)	8.2	8.2	6.3
大腸がん検診	対象者数(人)	81,959	82,577	83,148
	受診者数(人)	14,463	14,794	13,165
	受診率(%)	17.6	17.9	15.8
子宮がん検診	対象者数(人)	46,371	46,651	46,900
	受診者数(人)	2,622	2,600	1,800
	受診率(%)	5.7	5.6	3.8
乳がん検診	対象者数(人)	46,371	46,651	46,900
	受診者数(人)	3,093	3,255	1,850
	受診率(%)	6.7	7.0	3.9
前立腺がん検診	対象者数(人)	35,588	35,926	36,248
	受診者数(人)	4,704	4,704	3,426
	受診率(%)	13.2	13.1	9.5
歯周病検診	対象者数(人)	4,739	4,838	4,552
	受診者数(人)	847	905	884
	受診率(%)	17.9	18.7	19.4
後期高齢者 歯科健診	対象者数(人)	5,520	5,915	5,651
	受診者数(人)	1,070	1,190	1,100
	受診率(%)	19.4	20.1	19.5

※対象年齢は 65 歳以上

※令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により受診者数の減少が見込まれる。

(2) 健康教育の充実

区 分		H30 年度 実 績	R1 年度 実 績	R2 年度 実績見込
集団 健康教育	実施回数 (回)	514	380	300
	参加者数 (人)	9,330	10,194	8,100

※対象年齢は 65 歳以上

※令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施回数及び参加者数の減少が見込まれる。

【現状と課題】

自分の健康への関心が高まる一方、加齢に伴う身体機能の低下や病気になる人が増加するため、生活習慣病の予防や健康増進などに関する正しい知識を身につけ、自らの健康管理や健康づくり活動を支援していくことが必要です。

【今後の方向】

生活習慣病の予防や健康増進などに関する正しい知識の普及に努め、より良い生活習慣を多くの市民が身につけられるよう、地区コミュニティセンター、食生活改善推進委員協議会、医療機関などと連携をとりながら、一層の支援を進めていきます。

(3) 健康相談の充実

区 分		H30 年度 実 績	R1 年度 実 績	R2 年度 実績見込
総合健康相談	回数(回)	139	101	83
	人数(人)	713	636	608
こころの 健康相談	回数(回)	58	48	53
	人数(人)	101	86	91

※対象年齢は 65 歳以上

※随時の窓口相談、電話相談の件数は含まない。

※「総合健康相談」

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施回数及び参加者数の減少が見込まれる。

【現状と課題】

健康相談は、心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な助言指導を行い、市民の健康管理に役立てることを目的に実施しています。

健康や栄養に関する相談の場である「総合健康相談」、臨床心理士などの専門家に相談できる「こころの健康相談」を実施しています。また随時、窓口や電話での相談にも応じています。

「総合健康相談」では、健診結果に関する相談が多く、健診結果から自身の生活の振り返りや問題点に気づくきっかけとなるなど、気軽に相談できる場が求められています。

「こころの健康相談」では、アルコール依存やうつ状態、職場の人間関係や家族関係の悩みなどの相談が多くなっています。

【今後の方向】

生活習慣病の予防や健康増進のために、引き続き各種相談会において生活習慣を改善し健康上の悩みごとを解決できるよう、支援していきます。

こころの相談は、悩みの背景に多様な原因があるため、適切な関係機関と連携していきます。また、適正飲酒、うつ予防、自殺対策など、こころの健康についての啓発や相談機関の周知に努めます。

(4) 訪問指導の実施

区 分	H30 年度 実 績	R1 年度 実 績	R2 年度 実績見込
訪問延人数 (人)	1,681	1,524	1,200

※令和2年度は、健診受診者の減少により指導対象者の減少が見込まれる。

【現状と課題】

訪問指導は、健康診査等により健康管理が必要となった人に、生活習慣病予防に関する指導を行い、健康の保持増進を図ることを目的としています。

生活の場において、個人の状況に応じた指導を行い、受診や生活改善などの行動がとれるよう指導しています。

【今後の方向】

介護予防事業と連携をとりながら、健康寿命の延伸が図られるよう、個々の状況に応じた訪問指導を行います。

(5) はり・きゅう・マッサージ施術費の助成

区 分	H30 年度 実 績	R1 年度 実 績	R2 年度 実績見込
交付人数 (人)	547	575	537
交付枚数 (枚)	2,188	2,300	2,148
利用枚数 (枚)	1,431	1,486	1,397
利用率 (%)	65.4	64.6	65.0

【現状と課題】

75 歳以上の高齢者が、「はり・きゅう・マッサージ」の施術を受ける際、その施術費の一部を、市と長岡鍼灸マッサージ師会から補助しています。

高齢者数は年々増加しているものの、交付人数、交付枚数ともに横ばいに推移していません。

【今後の方向】

利用状況の推移を見ながら、必要に応じて助成券の交付枚数等について、実態に合わせて検討していきます。また、長岡鍼灸マッサージ師会が行う普及啓発活動について、会場確保や広報活動を支援していきます。

第2節 介護予防への主体的な取り組みの支援

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）は、高齢者が生活力を高め、住み慣れた地域で社会とつながりを持ち続けるために、「介護予防の取り組み」「日常生活の支援」「地域の支え合い体制づくり」を推進していくものです。

総合事業は、2つの事業で構成されています。

●介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2又は基本チェックリスト（国の定めた25項目の質問により生活機能低下を見る）の結果により、生活機能の低下が見られた方（以下「事業対象者」という。）で、介護予防ケアマネジメントによりサービスが必要とされた方を対象としたサービスです。

●一般介護予防事業

65歳以上の全ての高齢者を対象にした介護予防の取り組みです。

1 介護予防・生活支援サービス事業の推進

要支援者や事業対象者に対し、必要に応じて専門的サービスの提供を行うとともに、地域の実情に応じた介護予防を重視したサービスや生活援助サービスを提供していくことで、地域の中で自立した生活ができる仕組みを構築します。

(1) 通所型サービス

区 分	H30 年度 実 績	R1 年度 実 績	R2 年度 実績見込
介護予防通所サービス 利用件数（件）	9,133	8,907	9,187
くらし元気アップ事業 利用件数（件）	5,663	5,321	5,681
短期集中レベルアップ事業 利用実人数（人）	43	69	82
筋力向上トレーニング事業 利用実人数（人）	32	34	43

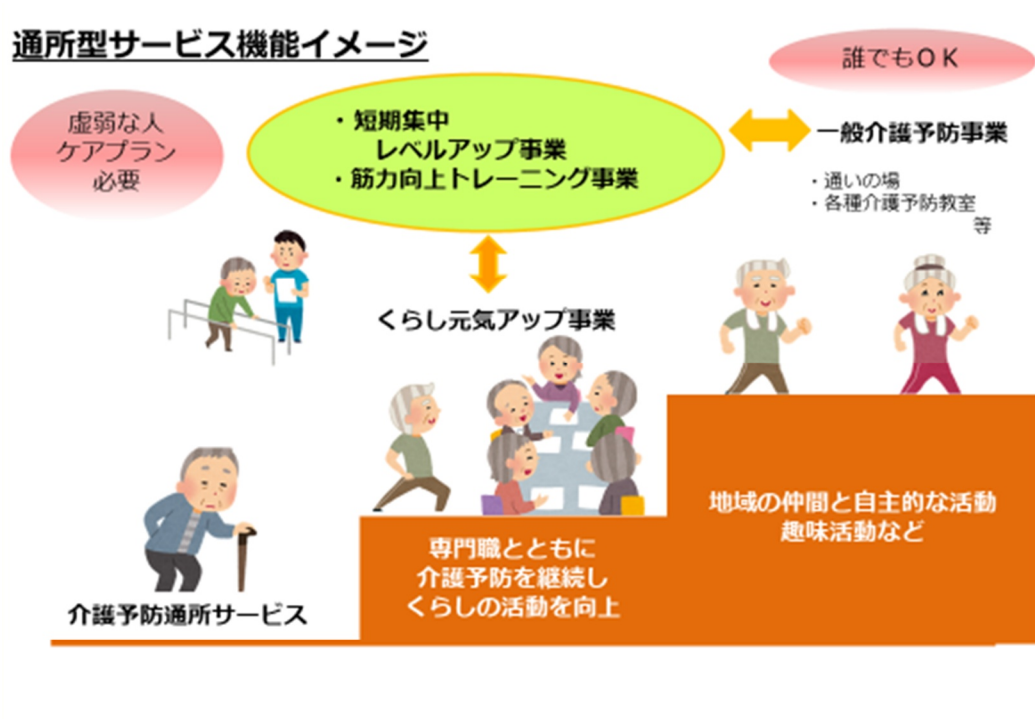
【現状と課題】

長岡市の高齢者人口の増加に伴い、軽度要介護認定者（要支援1～要介護2）数も増加しており、今後も更なる増加が見込まれます。

しかし、ニーズ調査の結果では、地域で自立して活動的に日常生活を送るために必要な能力は、要支援になると急激に低下していました。また、地域の行事や活動に参加している割合も、要支援になると急激に低下しています。

要介護状態の原因となる疾患は、軽度者では関節疾患、骨折・転倒が高くなっています。またニーズ調査の結果でも、外出を控えている理由に5割以上の方が足腰の痛みをあげていることから、介護予防プログラムの中でも、運動器疾患対策に重点を置いたメニューが重要です。

要支援になっても地域で活動的な日常生活を継続させるためには、要支援者を対象とした介護予防サービスの充実と、運動機能向上メニューによる生活機能を向上させる取組が必要です。



■介護予防通所サービス

身体状況により身体介護等専門的なサービスが必要な人へ、従前の介護予防通所介護と同様の内容のサービスを提供します。

■くらし元気アップ事業

定期的に運動専門スタッフによる指導と、認知症予防、口腔機能向上、栄養改善等の複合プログラムを実施します。また地域とのつながりを持ち続け、社会参加につなげていくために、地域ボランティアの導入や地域のサークルとの交流等を実施します。

■短期集中レベルアップ事業

理学療法士等専門職の個別アセスメントによるケアと、運動機能向上を中心とした集団プログラムを実施します。また自宅への訪問を行い身体機能の向上が生活動作の改善と結びつくようアプローチを行います。

■筋力向上トレーニング事業

高齢者専用の運動機器を使用し、短期間の筋力向上トレーニングを行います。

【今後の方向】

各サービスにおいて生活機能向上を目指すために評価測定を行い、サービス終了後は、地域で介護予防の継続や社会参加ができるよう、多様な主体による受け皿を充実させていきます。

また、各サービスが対象者の状態に応じ適切な時期に提供されていくよう、市民や関係者へサービスの目的や利用方法等の周知を図ります。あわせて事業評価も行い、効果的な事業運営を検討します。

(2) 訪問型サービス

区 分	31 年度 実 績	元年度 実 績	2 年度 実績見込
介護予防訪問サービス 利用件数（件）	3,816	3,635	4,339
生活サポート事業(委託分) 利用実人数（人）	82	149	160
生活サポート事業(補助分) 実施団体数（団体）	3	2	2

【現状と課題】

高齢化率が高まり、ひとり暮らし世帯・高齢者のみの世帯が増加し、生活支援を必要とする人が増えていくことが予測されます。またニーズ調査でも、自宅で安心して暮らし続けるために、3割以上の人が見守りや買い物、ゴミ出し等の支え合いが必要と回答しています。在宅介護実態調査でも、認定の区分が軽度ほど、介護者は外出の付き添い、送迎、家事等の生活支援に不安を感じていることがわかりました。

介護人材の不足が見込まれる中で、買物など家事援助等の生活支援を地域住民や専門職以外の人材が担えるしくみを整えていくことが必要となります。

しかし、ニーズ調査の結果、3年前と比べ、奉仕活動やボランティア活動に参加している割合は、わずかながらも減少しています。

そのため、専門職以外の人材も担い手として生活支援を実施している団体への支援や、シルバー人材センターを活用して高齢者のニーズに応じるサービスを実施しながら、地域住民への意識啓発が必要です。また、地域の実情にあった仕組みづくりが大切です。

■介護予防訪問サービス

身体状況により身体介護等専門的なサービスが必要な人へ、従前の介護予防訪問介護と同様の内容のサービスを提供します。

■生活サポート事業（委託・補助）

買物や掃除、調理や洗濯等の家事が不自由になっている要支援者と事業対象者へ、シルバー人材センターやNPO法人等の団体がニーズに応じた生活支援サービスを提供します。

また、市の補助によりNPO法人等の団体が提供する生活支援サービスについては、要介護認定による介護給付サービスを受ける前から継続的に利用する要介護者を対象に加え、地域との繋がりが継続できるよう取り組みます。

【今後の方向】

生活サポート事業を継続させていくとともに、地域の中で高齢者を支えていく仕組みの重要性について理解を進めます。

また、サービスを展開する様々な団体等に対して支援を行い、サービスを提供する団体の拡充に努めます。

(3) 介護予防への主体的な取り組みの支援

【現状と課題】

総合事業は、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、高齢者自身の能力を最大限に活かし、心身機能の改善のほか、地域の中で生きがいや役割を持って活躍できるような場に通い続けたり、趣味活動を始めたりできることを目指しています。あわせて、「介護が必要な状態となることを防ぐ」「要介護状態になっても、今より悪くなることを防ぐ」ために、地域での充実した生活を支援する介護予防ケアマネジメントを行います。

介護予防ケアマネジメントは、相談時に高齢者自身が「今後どのような生活を送りたいのか。」「そのために、今何をすべきなのか。」と考えるプロセスを支援するものです。

従来の介護予防事業を通して、サービス利用者が納得して目標に向かい、主体的に介護予防活動に取り組むことが最大の効果につながることを確認されています。そのためにもこの介護予防ケアマネジメントのプロセスの質を高めていくことが必要であるため、全てのプランを確認し、必要に応じて自立支援についての検討を行っています。また、必要時にはリハビリ職の同行訪問を行い、助言をもらっています。

【今後の方向】

高齢者の主体性を促すための介護予防ケアマネジメントの研修や相談を実施し、介護予防ケアマネジメントの質の向上を図ります。あわせて、サービス提供者も介護予防ケアマネジメントの結果を踏まえたアプローチができるよう、関係者間での連携を図ります。

また、全プランの確認とリハビリ職による同行訪問を継続して実施します。

(4) 介護予防・生活支援サービス事業量計画

サービス種別	R2 末 時点	第 8 期計画			第 8 期計 画での増 減
		R3	R4	R5	
介護予防通所サービス 事業所数	72	74	75	76	4
介護予防訪問サービス 事業所数	43	44	45	46	3
くらし元気アップ事業 事業所数	32	32	32	32	0

2 一般介護予防事業の推進

高齢者がいつまでも元気に過ごすための介護予防教室の開催や、住民主体の通いの場の充実、介護予防活動の担い手の育成を推進し、介護が必要な状態となっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指します。

(1) 地域の特性に合わせた効果的な健康づくりの推進

【現状と課題】

介護認定の原因疾患として認知症、脳血管疾患の割合が高くなっています（8ページ参照）。ニーズ調査では、約8割の人がおおむね健康と感じていますが、高血圧など何らかの病気を抱えています。認知症は近年、運動不足や生活習慣病との関連性が指摘されており、脳血管疾患は高血圧、糖尿病等生活習慣病が発症の引き金となっています。

そのため、介護予防に必要な運動機能向上、認知症予防等機能別の事業メニューに加え、生活習慣病予防の視点を取り入れることも必要です。

現在治療中、又は後遺症のある病気（重複あり） （単位：有無＝％、対象者数＝人）

区 分	ない	ある（上位のみ掲載）						対象者数
		高血圧	目の病気	糖尿病	高脂血症	筋骨格の病気	腎臓・前立腺の病気	
川東地区西圏域	12.3	44.5	21.8	14.7	13.1	15.5	11.2	9,177
川東地区東圏域	13.0	45.1	22.1	12.9	17.1	10.6	9.4	8,092
川東地区北圏域	11.1	43.9	23.6	13.3	17.1	20.0	7.1	7,684
川東地区南・山古志圏域	13.4	46.5	19.2	13.5	11.7	13.1	6.7	8,150
川西地区北・三島圏域	15.4	46.6	12.2	12.3	15.7	9.5	8.5	5,254
川西地区南圏域	18.0	40.6	16.3	14.5	9.5	11.7	7.4	10,490
中之島・与板圏域	15.9	43.7	18.0	17.7	11.7	9.8	7.0	5,002
越路・小国圏域	15.4	46.6	14.7	14.7	9.8	12.2	8.0	5,281
和島・寺泊圏域	16.5	45.7	19.7	12.9	11.7	11.6	7.5	4,137
栃尾圏域	12.8	41.2	22.8	15.2	14.3	16.4	7.8	6,192
川口圏域	16.4	42.1	19.0	11.8	15.8	8.3	7.1	1,372
長岡市全域	14.3	44.1	19.3	14.1	13.2	13.2	8.1	70,831

※ニーズ調査

【今後の方向】

高齢者が健康でいきいきとした生活が送れるように、市民の関心が高い内容を切り口にしながら、市民の健康実態や介護認定原因を踏まえたメニューを構築します。また、生活習慣病予防対策事業と連携を図ったり、予防効果、機能改善効果を高めるために運動機能向上、認知症予防、栄養改善、口腔機能向上等を組み合わせた、一つの講座で複数の機能向上につながるメニューを設けたりするなど、幅広い介護予防の知識を楽しみながら手軽に習得する機会を増やします。

さらに、コミュニティセンターや町内会等身近な会場で地域の特性に合わせた講座を開催し、介護予防の普及啓発を推進していきます。

(2) 主体的・継続的な取組への支援

【現状と課題】

介護予防を主体的に継続して実施するには、高齢者にとって参加しやすい身近な地域での活動であることと、活動の担い手となる人材が必要です。ニーズ調査では、地域での活動に参加していない人が約6割、地域での健康づくりなどのグループ活動（通いの場など）に参加したくない人が約3割いる現状です。参加者の高齢化や新規参加者の減少、ボランティア等活動における担い手の不足から、活動が停滞している通いの場もあります。

【今後の方向】

高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進を図り、役割をもって活動的な生活を営めるよう、コミュニティセンターや地域包括支援センター、町内会等と連携をとりながら、各地域に住民主体の通いの場（はつらつ広場や介護予防サークル）の充実を働きかけ、住民活動の運営支援を行うとともに、新たな通いの場の立ち上げ支援を行っていきます。

また、元気な高齢者を中心とした活動の担い手となるサポーター（転ばん隊）の育成や活動支援を行うことにより、主体的に活動ができる高齢者を増やし、通いの場を含めた様々な活躍の場を拡大することで、幅広い介護予防の取組を進めていきます。

(3) PDCAサイクルに沿った推進

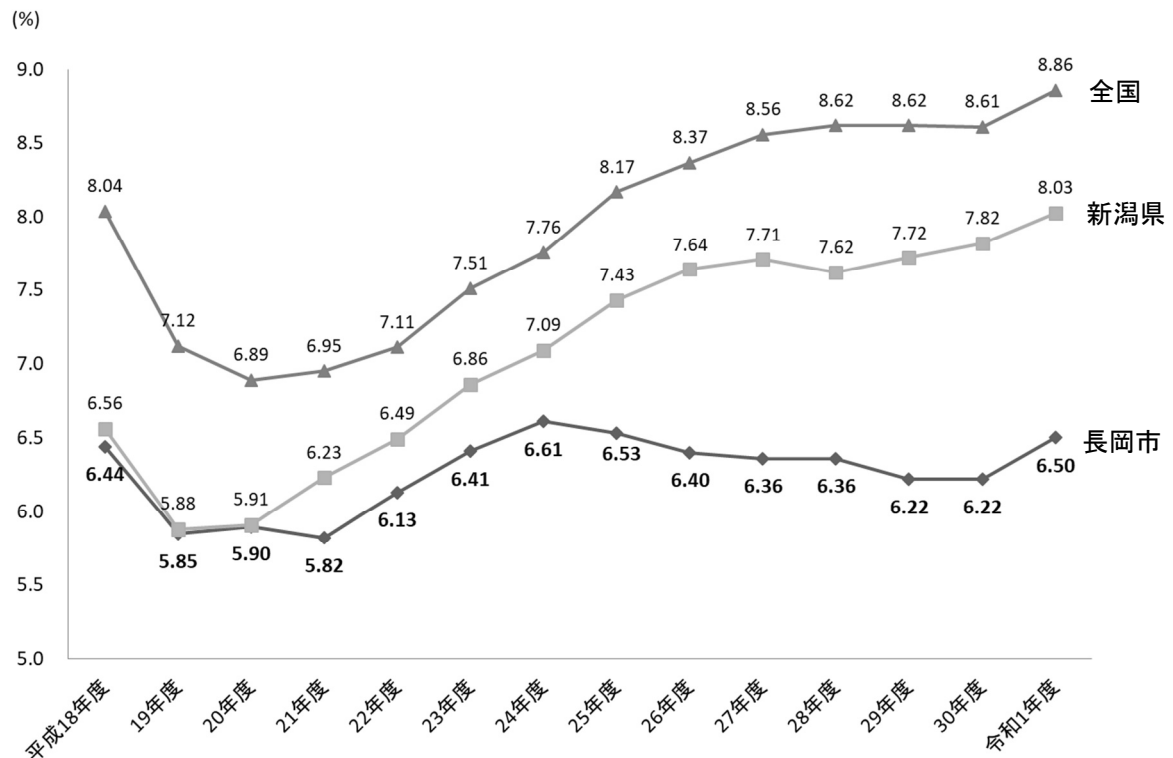
【現状と課題】

これまで増加傾向にあった軽度要介護認定者の割合は、平成24年度4月以降から抑制傾向になり、全国及び新潟県と比較しても、その割合は下回っています。このことから、介護予防の取組に一定の効果が表れていると考えられます。

また現在、本市独自の評価ソフトを使い、講座参加による身体面・心理面等への効果やその推移を参加者にフィードバックするとともに、蓄積されたデータをもとに各講座の効果を確認しています。

効果的・効率的な事業実施のため、事業の効果検証を行うためのPDCAサイクルを構築していく必要があります。

長岡市、新潟県、全国における軽度要介護出現率の推移



※厚生労働省 介護保険事業状況報告（月報）より作成

【今後の方向】

引き続き、本市独自の評価ソフトによる各講座の効果の確認を継続していきます。

また、大学等専門研究機関と連携し、新たな事業評価指標の設定やデータの総合的な分析を行い、その結果を事業展開に活かすPDCAサイクルを構築していくとともに、市民の関心を高めるために、本市の状況や介護予防事業効果を広く市民に周知していきます。

(4) 専門職の関与促進

【現状と課題】

介護予防事業を展開していくにあたり、介護予防の取組を強化するために、地域において保健師、管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等の幅広い医療専門職の関与を得ながら、自立支援に資する取組を推進していくことが必要です。

【今後の方向】

地域における介護予防の取組を機能強化し、要介護状態になっても、生きがいや役割をもって生活できるように、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職の関与を推進していきます。

第6章 地域で支え合う体制の構築

第1節 地域福祉を推進する体制の整備

1 コミュニティづくり

【現状と課題】

本市では、一人ひとりの助け合いの心を育て、ともに生きる社会をつくろうという目的で「ともしび運動」を展開してきました。これを受けて、「ともに生き、ともに助け合い、高齢者がいつまでも安心して明るい老後生活を送ることのできる福祉のまちづくり」を目指した「長岡市福祉コミュニティ構想」を平成6年3月に策定しました。

そこでは、地域における福祉コミュニティづくりをより具体化するための施策として、「地域福祉エリアの設定」、「地域の拠点となる場所の確保」、「地域の核となる人材の確保」、「地域における推進体制の整備」を掲げ、これらの推進役である「福祉コミュニティ推進コーディネーター」を配置し、整備を進めてきました。

その後、平成16年度から長岡地域全31地区に地域施設である地区公民館・児童館・地区福祉センターを一元化したコミュニティセンターを整備し、施設の多目的活用やそれぞれに関わる組織や団体間の連携の強化を図りながら、地域主体のコミュニティ活動を進めています。

引き続き、支所地域を含めた市全域でコミュニティ活動の一環として、地域保健福祉活動が円滑に実施されるよう支援していくことが求められています。

また、市全域における「ともしび運動」の展開、コミュニティづくりへの支援を継続する必要があります。

【今後の方向】

- ① コミュニティ活動を推進する中で、地域住民がそれぞれの地域性を考慮し、必要な活動に対して、自ら積極的に取り組むことのできる体制づくりを支援します。地域保健福祉活動もコミュニティ活動の中の重要な課題として推進します。
- ② 市と地域が相互に連携を深め、地域の活動しやすい体制と拠点施設の整備を実施していきます。
- ③ 介護保険適用の有無を問わず、地域において、全ての住民により支え、支え合う体制が今後ますます重要となることから、これらを支える人材の育成・確保と地域で支え合う福祉コミュニティ意識の高揚に努めます。
また、健康づくりの推進に当たっては、各地域のコミュニティ推進組織がその中心のひとつとなるよう連携を進めます。
- ④ 支所地域については、その地域の特性を生かしたコミュニティづくりの支援を進めます。

❖ 関連項目 第4章第1節2 コミュニティ活動の推進

2 民生委員・児童委員

【現状と課題】

民生委員・児童委員の活動は、地域で援助を必要としている人や世帯を、個別に援助していく活動が基本です。そのため、地域住民の個別ニーズを把握し、関係機関と連携し、適切な援助や指導を行い、サービスが受けられるようにしていくことが必要とされます。

現在、500人の民生委員・児童委員と61人の主任児童委員が市内に34の地区民生委員児童委員協議会を組織して、地域福祉の担い手として、さまざまな活動に取り組んでいます。

介護保険及び高齢者保健福祉施策の実施にあたっては、住民に一番身近な相談者として、引き続き制度周知や関係機関へつなぐ役割が期待されます。

【今後の方向】

民生委員・児童委員が次の活動を円滑に実施できるよう、研修や活動経費の補助を行います。

- ① 個人の意思や選択の自由が尊重される時代の中で、常に地域住民の支援者として、相談・助言活動を進めていきます。
- ② 援助を必要とする人やその家族の状況を把握し、介護保険をはじめとする制度の内容を正確に伝え、サービスの利用促進を図ります。
- ③ 高齢者や障害者及びその家族が地域社会で安心して生活が送れるよう、見守り活動や相談支援活動を実施します。
- ④ 介護等を必要とする人が、自分で申請できない場合、また苦情がある場合、行政や関係機関と連絡調整を行います。
- ⑤ 住民の実態や、ニーズを行政等に伝え、制度や施策を充実するよう働きかけます。

3 社会福祉協議会との連携

【現状と課題】

社会福祉協議会は、「社会福祉法」の中で地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として明記されています。

地域福祉に対する地域住民の意識も大きく変化してきている中で、行政では行き届かない地域ニーズに応じたきめ細かで柔軟な対応ができる組織として、長岡市社会福祉協議会が自主的かつ積極的に事業展開ができるよう、そのための基盤づくり、体制づくりなどに対し、支援が必要となっています。

【今後の方向】

地域住民の複雑化・複合化した地域生活課題や潜在的ニーズを受け止め、地域住民及び福祉団体・関係者の協働により、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進していく必要があります。

コミュニティ活動の中で住民主体の地域福祉が円滑に推進されるよう、長岡市社会福祉協議会と連携するとともに、地域福祉活動への住民参加に向けて、活動の啓発に努めます。

また、地域福祉活動の財源であるとしび基金の有効活用等、安定した自主財源を確保できる体制づくりを支援します。

4 社会福祉協議会が行う地域福祉活動への支援

(1) 地域福祉・在宅福祉サービス（ボランティア銀行）

区 分	H30 年度 実 績	R1 年度 実 績	R2 年度 実績見込
延利用者数 (人)	663	635	550
年間総利用回数 (回)	2,156	2,053	1,800

【現状と課題】

住民相互の助け合いを基調に、特に技術等を要しない軽易な家事援助等のサービスを提供しています。

今後も多種多様なニーズに対応するために、協力会員を拡大し、幅広い活動を展開していく必要があります。

現在は60歳代以降の女性が協力会員の中心となっていることから、男性を含めたより幅広い年齢層の参加が求められています。

活動の主体は地域の住民であるため、住民の理解と協力を得ながら地区社会福祉協議会・地区福祉会と十分協議し、取組の強化を図る必要があります。

令和元年度末現在、長岡地域（31 地区）、中之島地域、越路地域、三島地域、寺泊地域、栃尾地域及び与板地域の計 37 地区で実施しています。

【今後の方向】

長岡市社会福祉協議会が地域住民や地区社会福祉協議会・地区福祉会と連携して進めている地域の実情に応じた活動の支援を行っていきます。

今後も介護保険等の公的サービスと相補的な活動で、地域における助け合いの制度として確立するよう、関係機関と連携して事業の利用と住民参加に向けた活動の啓発に努めます。

(2) 福祉送迎サービス

区 分	H30 年度 実 績	R1 年度 実 績	R2 年度 実績見込
延利用者数 (人)	2,509	2,137	2,100
年間総利用回数 (回)	2,591	2,136	2,070

【現状と課題】

平成 18 年 9 月までボランティア銀行のサービスとして、自家用車による送迎サービスを行っていましたが、平成 18 年 10 月に施行された改正道路運送法により有償での送迎が大きく制限されたことから、ボランティア銀行から送迎サービス部分を別枠の事業とし、無償による「福祉送迎サービス事業」を開始しました。

しかし、送迎に自家用車を使用するため、事故発生時の送迎ボランティア自身の負担が大きいことから、ボランティアの協力が得にくい状況です。

令和元年度末現在、長岡地域（17 地区）、中之島地域、越路地域、三島地域、山古志地域、小国地域、和島地域、寺泊地域、栃尾地域、与板地域及び川口地域の計 27 地区で実施しています。

【今後の方向】

長岡市社会福祉協議会が地域住民や地区社会福祉協議会・地区福祉会と連携して進めている地域の実情に応じた活動の支援を行っていきます。

また、関係機関と連携し、住民参加に向けた活動の啓発を図り、送迎ボランティアの拡大に努めます。

(3) 小地域ネットワーク

区 分	H30 年度 実 績	R1 年度 実 績	R2 年度 実績見込
対象世帯数 (世帯)	15,709	16,160	17,000
利用世帯数 (世帯)	460	637	640

【現状と課題】

ひとり暮らしの高齢者等に対し、地域住民によるネットワークを形成し、定期的な訪問などで見守りを行っています。

この事業の実施により、要援護者の緊急時の対応や、福祉ニーズの早期発見などの効果が現れています。

ひとり暮らしの高齢者等の増加に伴い、地域で孤立する高齢者の増加が見込まれますが、関係機関との連携で既に見守りされているなど、利用者世帯の増加はそれほど伸びない状況です。

そのため、今後さらに関係機関との連携を図っていく中で、見守りが必要な利用世帯の確認を行うとともに、訪問などで目配りを行う見守り構成員（ボランティア）の拡大を図っていく必要があります。

【今後の方向】

長岡市社会福祉協議会が地域住民や地区社会福祉協議会・地区福祉会と連携して進めている地域の実情に応じた活動の支援を行っていきます。

また、見守り構成員を増やすことにより、要配慮者の緊急時の対応や、手助けを必要とする人の早期発見につなげます。さらに、災害時の円滑な避難ができる体制を整えるため、民生委員・児童委員など関係者への働きかけや地域住民参加に向けた活動の啓発に努めます。

(4) ふれあい型食事サービス

区 分	H30 年度 実 績	R1 年度 実 績	R2 年度 実績見込
利用者数 (人)	2,386	2,269	2,158
年間総食数 (食)	72,421	68,082	41,359

【現状と課題】

地区内のひとり暮らしの高齢者等に対し、おおむね月1回から週1回の範囲で、ボランティアにより定期的に食事サービスを実施するもので、実施地区の地域ニーズに応じ、会食又は配食の形態で行っています。

食事の提供を通して、利用者への見守りや地域住民との交流の機会が増えるため、孤立感の解消につながり、安心・安全な生活を送る支えとなっています。

協力者（ボランティア）が高齢化傾向にあるため、新たな協力者（ボランティア）の拡大を図ることが求められています。

【今後の方向】

長岡市社会福祉協議会が地域住民や地区社会福祉協議会・地区福祉会と連携して進めている地域の実情に応じた活動の支援を行っていきます。

また、利用者の安全・安心を確保するための衛生管理を徹底するために定期的に研修会を開催するとともに、協力者（ボランティア）の拡大を図るため、関係機関と連携し、住民参加に向けた活動の啓発に努めます。

5 その他の在宅福祉サービス

【現状と課題】

現在、本市ではNPO法人やボランティア団体が在宅介護サービスや相談業務等のサービスを展開しています。

シルバー人材センターでは、高齢者福祉・家事援助サービス、介護予防・生活支援等の福祉サービスに取り組んでおり、会員の知識や技能向上のため介護講習会を実施し、地域福祉を支える力として活躍しています。

また、農業協同組合が福祉担当部署を組織し、助け合い組織の活動を進めています。

【今後の方向】

地域住民が相互に助け合うサービスや高齢者が主体となるサービスは、地域を支える大切な柱となることが期待されることから、これらに対する必要な支援やサービス間の調整について検討していきます。

第2節 福祉活動の拠点の活用

1 福祉活動の拠点「社会福祉センタートモシア」の活用

区 分	H30 年度 実 績	R1 年度 実 績	R2 年度 実績見込
利用者数	79,807	83,455	25,300

※新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、令和2年3月から来場者数の大幅な減少が生じている。

【現状と課題】

平成28年11月に大手通表町西地区の再開発ビル「ながおか町口御門」内に、社会福祉センタートモシアを開設しました。

トモシアは、ボランティアセンターや福祉カフェ、市民活動スペース、福祉相談窓口を設置し、高齢者団体や障害者団体、市民ボランティアをはじめ、誰もが気軽に集う「福祉活動の拠点」として機能しています。

公共交通の結節点である長岡駅から近く、広くて充実した活動スペースを備えており、福祉分野だけではなく、子育て、文化、スポーツなど、様々な団体が利用するなど、今後も利用者の増加が見込まれます。

福祉に関する相談機能としては、高齢者や障害者の相談機関を支援する基幹センターや生活困窮者のさまざまな相談に応じる窓口をワンフロアに集約し、市民が抱える複合的な課題に対して、トモシア内で相互に連携した支援を実現するなど、市民の暮らしの安全につなげています。

【今後の方向】

福祉分野に限らず、多分野の団体が利用していることから、ボランティアセンターを中心にさまざまな団体と連携し、イベントの実施や団体の活動紹介・活動体験の場として活用するとともに、多様化するニーズに対応するため、関係団体を含めて施設運営の在り方について検討し、さらに利用しやすい施設となるよう努めます。

引き続き、ボランティアの積極的な支援と活動スペースの利用促進、福祉相談機能の連携強化を図り、福祉活動の拠点として、さらなる市民活動・交流を支援し、市民協働によるまちづくりを全市域に展開していきます。

また、市民の利便性をより高めるため、市民協働センター、まちなかキャンパスなどのまちなかの公共施設や他分野との連携の輪を広げ、まちなかの公共施設の関係者との意見交換などを通じて、まちなかの回遊性向上にもつなげます。

第3節 ともしび運動とボランティア活動の推進

1 福祉教育の推進

【現状と課題】

昭和63年10月から開始した「ともしび運動」は、高齢者や若い人、障害のある人もない人も「ともに生きる仲間」として、思いやりや助け合いの心を育むことを目指すものです。

小・中学校では、ともに生きることの大切さを学び、福祉についての理解を深めるとともに、思いやりや助け合いの心を育成するため、福祉施設の訪問や地域の高齢者との交流等を行うことで、ボランティア活動が定着しつつあります。こうした体験活動をさらに重視しながら、身近なところでの福祉教育を一層推進する必要があります。具体的には福祉読本の小学3年生への配布と活用、啓発用のリーフレット・ポスターの配布、「ともしび運動ポスター展」の開催などがあります。

学校教育では、福祉読本の活用とともに、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等それぞれの特質を生かしながら、児童生徒の成長段階に応じて社会福祉についての理解を深める指導をさらに充実させていくことが大切です。

また、長岡市社会福祉協議会では、社会福祉協力校指定事業を実施し、社会福祉活動の実践を奨励し、活動経費の一部を助成しています。

【今後の方向】

- ① 誰でも、いつでも、どこでもできる地域に根差した草の根ボランティア活動を支援することにより、地域福祉の心を育みます。
- ② 福祉読本を小学3年生に引き続き配布します。また、学校教育の場でより使いやすくなるよう、福祉読本を適宜見直し、福祉教育の充実を図ります。
- ③ 長岡市社会福祉協力校指定事業による福祉教育実践活動の充実を支援します。また、ボランティアセンターがボランティアに関連した福祉教育をコーディネートするなど、成長段階からボランティアに関わる機会を提供します。
- ④ 社会福祉協力校の小・中・高等学校及び特別支援学校のほか、幼稚園・保育園も含めて障害のある子や高齢者とのふれあいや交流の機会を設け、日常的、継続的な福祉施設の訪問等が実施できるよう検討します。
- ⑤ 学校、家庭及び地域相互の連携を図り福祉教育を一体的に振興するため、家庭教育活動等多様な生涯学習の場で、交流活動や清掃活動等の身近な福祉の取組が円滑に実施されるよう支援します。

2 広報・啓発活動の推進

すこやか・ともしびまつりの開催状況

区 分	H30 年度 実 績	R1 年度 実 績	R2 年度 実 績
入場者数 (人)	18,500	21,000	中止

※ R2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

【現状と課題】

すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる社会を目指すためには、各種施策の充実とともに、「地域全体で高齢者を支え合い、助け合う体制づくり」が必要不可欠であることから、住民全体に理解と協力を得るため、さまざまな広報活動、啓発活動を展開してきました。

具体的には、民生委員・児童委員や地区福祉会・地区社会福祉協議会など地域における福祉活動の推進役による広報・啓発のほか、地域包括支援センターを窓口とした相談業務等と合わせたかたちで福祉活動の広報を行っています。

また、「ともしび運動」は、いち早くノーマライゼーションやバリアフリー、ユニバーサルデザイン等の福祉に関する理念を総合的に取り入れた長岡市の福祉施策の根幹をなすもので、今後も引き続き一貫した基本理念として推進していく必要があります。「ともしび運動」を展開する中で、啓発広報についても積極的に取り組んでおり、「すこやか・ともしびまつり」の開催や、リーフレット・ポスターの配布などを通して市民の福祉に対する意識の高揚に努めています。このことは、一人ひとりの思いやりの心、助け合いの心、分かち合いの心を育むことに大きな役割を果たしています。

長岡市社会福祉協議会においては、社会福祉協力校での活動や成果を福祉協力校だより「おもしろい」として発行し、学校教育の中で福祉への理解を一層推進しています。

今後は、介護保険サービスも含めた高齢者保健福祉全般について、さらに、幅広い広報・啓発活動に努めることが課題となっています。

【今後の方向】

「ともしび運動」をさらに積極的に展開するため、「市政だより」への掲載をはじめ、長岡市社会福祉協議会発行の「社協だより」、コミュニティ活動推進組織等が発行する広報紙への掲載を行います。

また、ともしび運動ポスターの作品巡回展示、リーフレットやポスターの配布、「すこやか・ともしびまつり」の開催などによる広報・啓発のほか、報道機関の協力も得ながら全市的に幅広い広報・啓発活動に努めます。

地域住民主体のコミュニティ活動推進を目指し、住民一人ひとりが地域福祉を担っていくという意識を育てるよう、各地域においてより積極的に広報・啓発活動に努めます。

3 ボランティア活動の促進・支援

【現状と課題】

少子・高齢社会の進展により、福祉の問題はすべての人々にとって身近な事柄になっています。社会福祉の充実のためには、地域の人たちの「思いやり、助け合い」による相互扶助や地域福祉を支えるボランティア活動が重要です。

本市では、「住民参加」による、住民主体の福祉コミュニティづくりを支援するため、コミュニティ推進組織等を通じて地区福祉会・地区社会福祉協議会と連携を図り、地域におけるボランティアの育成及び確保に努めています。

また、NPO団体等の非営利活動を促進するため、平成24年4月、アオーレ長岡のオープンに合わせ「市民協働センター」を設置し、活動の場の提供や市民活動に対する助成を行い、市民活動団体等のサポートを強化しています。

平成28年度には、「社会福祉センタートモシア」を整備し、市民やボランティア団体の情報交換、交流、活動の場を提供するとともに、専門職員による総合相談体制を整えた新たなボランティアセンターを開設しました。長岡市社会福祉協議会が運営主体となり、ボランティア活動に関する相談、情報提供などの支援を行うとともに、講座やセミナーなど人材育成の機会も提供しています。

今後は、ボランティアセンターを中心として、ボランティア活動に誰もが気軽に参加できる体制づくりをさらに進める必要があります。

【今後の方向】

ボランティア活動は福祉分野に限らず、保健、防災、環境、教育、文化・国際交流等多くの分野に広がっていることから、ボランティアセンターにおいて、総合的なボランティア情報の収集に努め、積極的な情報発信に取り組み、ボランティアのマッチングや各分野の連携が円滑となるよう支援します。

さらに、ボランティアセンターを中心として、ボランティアに携わる人材の育成、元気な高齢者が活躍する場の創出、市民の意識醸成を図る教育・研修にも取り組み、市民協働センターをはじめ、関係団体との連携を強化し、ボランティア活動を推進します。

また、地域福祉の向上のため、地域住民同士が相互に助け合うボランティア活動が重要であることから、長岡市社会福祉協議会やコミュニティ活動推進組織と十分に情報共有、連携を行い、地域住民が積極的にボランティア活動に参加できる体制の充実を図ります。

第7章 やさしい生活環境の整備

第1節 住みよい福祉のまちづくりの推進

1 安全で快適な歩行環境の整備

【現状と課題】

高齢化の進展に伴い、歩行者のために安全で快適な歩行環境の整備が強く求められています。

本市では、一年を通じて安全に歩くことができる歩行空間の実現を目指しており、特に、冬期間の歩行を快適にする横断歩道上の消雪パイプ設置等を実施してきました。

また、歩道整備についても、人口集中地区を中心に段差解消や勾配改善等の整備を進めてきました。

今後も、高齢者や障害者等を含む全ての市民の利便を図るため、機能性・快適性・安全性などに配慮した整備を進める必要があります。

【今後の方向】

今後も、歩行環境の改善に関する施策を実施する中で、次のような整備を推進します。

① 歩道の新設

交通量の多い道路では、安全で快適な歩行者空間を確保するため、歩道と車道は可能な限り分離し、歩行者にやさしい利用しやすい歩道の新設に努めます。

② 歩道の改築、段差の解消

高齢者や障害者、幼児、乳母車などが安全で快適に歩行・移動できるように、歩道の拡幅や、車道との段差の解消を行うなどバリアフリー化に努めます。

③ 歩道舗装の改善

雨天時でも滑りにくく、歩行者への水はねを抑える効果のある透水性舗装を条件の整ったところから導入します。

❖関連項目 第7章第1節2 公共的施設的环境改善

❖関連項目 第7章第1節3 利用しやすい公共交通機関の整備促進

2 公共的施設的环境改善

【現状と課題】

不特定多数の人が集う施設や建造物には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」への適合、「新潟県福祉のまちづくり条例」に基づく事前協議が必要です。これらの法令・条例の趣旨に基づき、高齢者や障害のある人に限らず全ての利用者が、安心して暮らせるまちづくりやバリアフリー対策が進められています。

また、市有施設を多く利用してもらうことで高齢者の社会参加を促進し、活動を支援するため、平成 15 年度から、主な施設において高齢者や障害者に対する入館料等の軽減措置を設けています。

【今後の方向】















市有施設については、優先度が高い箇所から、順次バリアフリー化に取り組みます。

また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）で示された移動等円滑化基準や「新潟県福祉のまちづくり条例」、平成 21 年 2 月に施行された「新潟県福祉のまちづくりサポート協力施設の認定に関する要綱」の整備基準を踏まえ、公共機関だけでなく、民間事業者や市民等にも働きかけを行います。

主な市有施設等のバリアフリー整備状況

施設名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
シティホールプラザ「アオーレ長岡」	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大手通庁舎 (フェニックス大手イースト5F一部～8F)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
さいわいプラザ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市民センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市立劇場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
リリックホール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
まちなかキャンパス長岡 (フェニックス大手イースト3F～5F一部)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
社会福祉センター「トモシア」	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長岡駅	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【アイコン凡例】

- ①  障害者用駐車場あり
- ②  建物の入口が自動ドア
- ③  建物の入口に段差なし又はスロープあり
- ④  建物の入口まで誘導ブロックあり
- ⑤  誘導設備（音声誘導等）あり
- ⑥  触知案内板あり
- ⑦  オストメイト対応トイレ¹あり
- ⑧  障害者用エレベーターあり
- ⑨  車いす使用者用トイレあり
- ⑩  車いす用観覧席あり
- ⑪  車いす用公衆電話あり
- ⑫  公衆FAXあり
- ⑬  車いすで利用可能なカウンター記載台あり
- ⑭  授乳室（授乳スペース）あり

¹ オストメイト対応トイレ：病気や障害等により人工肛門や人工ぼうこうとなった方でも、排泄の処理が簡単にできるように対応したトイレ

その他の市有施設のバリアフリー整備状況

	バリアフリー整備状況
市役所分室、支所等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設ごとの状況に応じ整備を実施 ・各支所に障害者用駐車場を整備
公民館、 コミュニティセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的トイレ、駐車場の設置、段差解消等施設の状況に応じ整備を実施。
町内公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の公民館・集会所改造費の一部補助を実施（トイレ改修、スロープ、手すり等の設置等）
各投票所	<ul style="list-style-type: none"> ・スロープ、車いす、車いす用投票記載台の設置 ・老眼鏡、拡大鏡（ルーペ）、点字器の設置
公園	<ul style="list-style-type: none"> ・市民防災公園ほか7か所にオストメイト対応障害者用トイレの設置 ・新設公園に、規模に応じて障害者用のトイレ・水飲み場・駐車場等を設置
学校、図書館、 体育館・スポーツ施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者用トイレ、スロープの設置等、状況に応じてバリアフリー化のための整備を実施

3 利用しやすい公共交通機関の整備促進

バス待合所設置状況

区分	H30年度 実績	R1年度 実績	R2年度 実績見込
整備件数 (件)	0	0	0
補助件数 (件)	2	1	1

低床式バス（ノンステップバス等）の導入状況（越後交通運行：長岡駅発着路線、高速バス除く）

区分	H30年度 実績	R1年度 実績	R2年度 実績見込
低床式バス台数 (台)	89	94	95

【現状と課題】

車社会の進展に伴い、バス・タクシー・鉄道などの公共交通機関の利用者は減少傾向にある中で、高齢者は安全で経済的な公共交通機関への依存度が高い状況です。

市街地の拡大や商業・業務施設の郊外への進出に伴い、日常生活における活動範囲も広がっており、高齢者が積極的に公共交通機関を利用し、広く活動できる環境づくりが必要とされます。

そのため、バス利用者の利便性と冬期間の安全性、快適性を確保するため、バス待合所を整備するほか、バス待合所の設置希望者に対して補助金を交付し、設置者の負担軽減に努めています。

また、バス車両についても、車いす利用者も乗ることができる低床式バス（ノンステップ・ワンステップバス）を購入するバス事業者に対して補助金を交付し、普及に努めています。現在、95台の低床式バスが運行しています。

【今後の方向】

駅やバス待合所などの環境整備、バス寄せスペース整備などを促進し、交通施設の利便性・快適性及び安全性の向上に努めます。

バリアフリー新法に基づき、移動等の円滑化が図られたバス・タクシー車両の導入がさらに促進されるよう、国の地域公共交通確保維持改善事業を活用し、関係機関と調整を図っていきます。

また、地域における経済的で利便性の高い交通手段の確保に向けて、デマンドタクシー運行の実証実験結果等を踏まえ、引き続き検討します。

4 福祉有償運送等の推進

【現状と課題】

単独での公共交通機関の利用が難しい高齢者や障害のある人に対するドア・ツー・ドアの個別移送サービスの需要が高まっているため、各種移動支援サービスを推進しています。

自家用自動車による有償旅客運送制度の安全・安心な運行の確保のため、「長岡市福祉有償運送運営協議会」を設置し、2つのNPO法人が市内で活動を行っていますが、サービスの拡充が今後の課題となっています。

【今後の方向】

「長岡市福祉有償運送運営協議会」において、各種方策の協議を進めるとともに、NPO法人等に対してきめ細かい相談や必要な指導・助言を行います。

また、人工透析を受ける人の交通手段を確保するため、「人工透析デマンドタクシー」の運行を支援します。

第2節 住みやすい住宅・住環境づくり

1 安全・安心な住宅の推進

【現状と課題】

少子高齢化、核家族化等が進む中、高齢者の不安を解消できるような良質な住環境が求められていることから、住宅のバリアフリー化や耐震改修等に対し、融資制度等による支援を行ってきました。

しかし、まだバリアフリー化されていない住宅や十分な耐震性を備えていない住宅での生活を送っている人も多くいます。

今後とも、高齢者が安全で安心して暮らせる住まいづくりのための支援が課題となっています。

【今後の方向】

高齢者が安全で安心して暮らせる住まいづくりのために、住宅の改善に必要な改造費用の補助を行い、住環境の向上を支援します。

また、生活状況や身体状況に応じて必要な住宅に住み替えることができる仕組みづくりを推進します。

2 市営・県営住宅の環境整備

【現状と課題】

現在、本市が管理している公営住宅は、市営、県営を合わせて 2,265 戸あります。公営住宅の入居者の高齢化が進んでいることから、公営住宅のバリアフリー化が求められています。

既設の公営住宅のうち、大規模な改修が必要なものについては計画的な改修工事を実施し、良好な住環境の維持に努めています。

【今後の方向】

老朽公営住宅の改修工事を推進するとともに、既設公営住宅については、各住戸の和便器を洋便器とするなどの、バリアフリー対策を検討します。

第3節 安心して暮らせるまちづくり

1 災害時の安全確保

自主防災会の結成及び活動状況

区 分	H30 年度 実 績	R1 年度 実 績	R2 年度 実績見込
自主防災会結成率 (%)	91.5	91.4	89.5
活動実施率 (%)	79.7	75.6	70.3

中越市民防災安全士の人数（累計）

区 分	H30 年度 実 績	R1 年度 実 績	R2 年度 実績見込
安全士の人数（人）	638	680	725

【現状と課題】

7・13 水害や中越大震災、中越沖地震等の経験、そして災害対策基本法や長岡市地域防災計画を踏まえ、災害時に手助けが必要な高齢者等の避難行動要支援者⁴の安全確保を図ることが重要です。

災害時には、地域コミュニティが大きな力を発揮することから、町内会、連合町内会等の自治組織を基盤とした自主防災会の結成や育成を推進し、住民主体による地域防災力の強化を図る必要があります。

本市では、地域における防災リーダーの養成を目的に「中越市民防災安全大学」を開校しており、修了生である「中越市民防災安全士」は地域の自主防災訓練等における指導を行うなど、住民主体の防災活動の支援を実施しています。

また、各地区における福祉避難室・福祉避難所の確保や、社会福祉施設等との「災害時における要配慮者の緊急的な入所等に関する協定」に基づく緊急受入体制の構築を行うとともに、避難行動要支援者からも市の防災訓練に参加してもらうなど、支援策の具体化にも努めています。

なお、平成 29 年度の制度改正により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域の要配慮者利用施設において、避難確保計画作成と避難訓練の実施が義務となりました。

⁴ 避難行動要支援者：高齢者、乳幼児等の「要配慮者」のうち、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方

【今後の方向】

- ① 避難行動要支援者の避難支援を地域と連携して推進するため、「避難行動要支援者避難支援プラン」の活用を推進し、市が保有する避難行動要支援者情報や避難情報を町内会、自主防災会、福祉関係者（社会福祉協議会、民生委員・児童委員など）等と共有を図るとともに、避難支援等について連携体制の整備を図ります。
- ② 「市民防災のしおり」や「自主防災会結成と活動の手引き」、「洪水ハザードマップ」等を活用し、市民の防災意識の向上を図り、いざというときに市民が助け合える地域コミュニティの醸成を図ります。
- ③ 自主防災会の結成や育成を積極的に支援し、防災活動の指導、助言を積極的に行うとともに、中越市民防災安全大学への受講を推進し、地域防災力の強化を図ります。
- ④ 地域コミュニティのつながりを活かし、防災訓練を通じて、円滑な避難行動要支援者の避難体制の強化に努めます。
- ⑤ 福祉避難室・福祉避難所の運営や社会福祉施設等との協定に基づく緊急入所施設の確保など、災害時における要配慮者への支援を実施します。
- ⑥ 要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のため、避難確保計画の確度向上と避難訓練の促進を図ります。

2 交通安全対策等の推進

高齢者交通事故死者数の状況

区 分	30年 実績	元年 実績	2年 実績
死者数 (人)	4	15	7
うち高齢者数 (人)	1	12	4

【現状と課題】

安心して暮らせるまちづくりを推進する上で、高齢者の交通安全の確保や犯罪被害防止対策は重要な課題のひとつです。

悲惨な事故や、社会情勢にあわせて変化していく特殊詐欺被害など安心・安全な暮らしを脅かす事案が後を絶たない状況です。

これらの対策として、高齢者一人ひとりが交通安全や防犯に関する知識を広げ、事故・犯罪被害防止に努めることができるよう、交通安全教育や防犯研修を推進していく必要があります。

【今後の方向】

- ① コミュニティセンターや公民館などで交通安全教室や防犯講座を実施しできるだけ多くの高齢者が受講できるよう努めます。
- ② 関係団体等と連携し、高齢者世帯への家庭訪問や店舗などにおける広報活動を実施し、注意喚起のチラシや夜行用反射材の配布などにより、交通安全の確保や防犯に努めます。
- ③ 参加体験型の交通安全教室を開催し、高齢ドライバー等が長く安全に運転を続けることができるよう取り組みます。
- ④ SNS等を活用し、特殊詐欺をはじめとする犯罪被害防止の情報発信に努めます。
- ⑤ ながら見守りや青パトによるパトロールなど地域における見守り活動の推進に努めます。

❖関連項目 第1章第2節4 高齢者の権利擁護及び財産等の保全・活用

3 火災予防運動の推進

高齢者世帯訪問防火指導実施状況

区 分	H30 年度 実 績	R1 年度 実 績	R2 年度 実績見込
世帯数 (世帯)	1,331	1,470	2,022

【現状と課題】

火災予防運動の一環として、ひとり暮らしの高齢者などを訪問し、高齢者世帯からの出火防止及び火災による死傷者の減少を図っています。

また、高齢者や障害者などの避難行動要支援者に関する情報を、災害発生時に、現場出動部隊に速やかに提供できる体制を整えています。

しかし、高齢者の火災による犠牲は後を絶たず、さらなる火災予防の推進が必要です。

【今後の方向】

高齢者世帯を中心とした防火訪問指導を引き続き実施するとともに、自主防災会、老人クラブの訓練や会合などに積極的に参加して、きめ細やかな火災予防運動を行います。また、住宅用火災警報器の未設置者への設置を指導するとともに、設置者への日常点検や交換時期を呼びかけ、火災の早期発見、避難を図ることで高齢者の火災における犠牲者が低減するよう努めます。

4 介護事業所等と連携した感染症対策・災害対策

【現状と課題】

介護サービスは、利用者やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要です。

高齢者は、感染症に対する抵抗力が弱く、また介護施設等で感染症が一旦発生すると集団発生となることも多いため、介護現場では感染対策を徹底し、感染症の発生をなくすこと、また、仮に感染症が発生した場合には、感染拡大を防止することが求められます。

このたびの新型コロナウイルス感染症の流行により、適切な感染予防対策を着実に行うことの重要性が再認識されました。各事業所においては、大変な苦労を払いつつ、様々な工夫のもと、感染症対策を講じながら必要なサービス提供の確保に取り組まれています。新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症への対応力を強化し、感染症対策を徹底しながら、必要なサービスを継続的に提供していく体制を確保していくことが必要です。

また、近年、様々な地域で大規模な災害が発生しており、介護事業所においても、災害への対応力を強化し、災害発生時に避難を含めた適切な対応を行い、その後も利用者に必要なサービスを提供していく体制を確保していくことが必要です。

【今後の方向】

日頃から広報やインターネット等を利用した感染症に関する情報提供、普及啓発等を行い、介護事業所等が日常行う感染防止（予防）対策や感染症発生時においてもサービスを継続するための体制づくりを支援するとともに、感染症の発生時には、関係機関等と連携しながら感染症のまん延防止に努めます。

また、災害への対応として、計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難訓練等の対策や災害発生時におけるサービス提供の体制づくりを促進します。